

英国2004年高等教育法の制定

——高等教育への機会拡大と財政面の強化——

上原 有紀子

吉田 多美子

【目次】

- I 2004年高等教育法の成立とその背景
 - 1 高等教育における授業料制度の変遷
—無償から受益者負担へ—
 - 2 2004年法による授業料制度改革
—授業料設定の自由化と格差是正の配慮—
 - 3 2004年法にともなう機会拡大政策
 - II 2004年高等教育法の審議の経過
 - III 2004年高等教育法の内容
 - 1 構成
 - 2 各章の概要
 - IV 法律制定後の動きと残された課題
- 翻訳：2004年高等教育法

I 2004年高等教育法の成立とその背景

2004年7月1日、イギリスにおいて「2004年高等教育法(Higher Education Act 2004(c.8))」(以下「2004年法」という。)が成立した。これは、高等教育政策全般における政府の方針が示された高等教育白書『高等教育の未来 (*The Future of Higher Education*)』(2003年1月刊行)^(注1)における提言等を受けて制定されたものである。

同白書の提言に従ってこの法律により実現されることとなったもののうち、最も中心的な位置を占めるのは、高等教育へのアクセスに関する機会均等と財政面の強化^(注2)ということである。すなわち、一定の枠内における授業料^(注3)設定の自由化、高等教育へのアクセスに関する機会均等に資する措置などが実施されることとなった。このほか、人文系研究部門への財政支援強化と

いう目的を持つ「芸術・人文科学研究審議会」の設置、学生の苦情申立て制度の整備なども、白書の提言を受けてこの法律に盛り込まれた。

同時に、白書では扱われていない次の3点、①学生支援情報共有のための主務大臣による新たな規則の制定権限、②職員に係る争いに関する大学参事の管轄権の排除、③授業料制度及び学生支援における一定機能のウェールズ国民議会への移管、に関してもこの法律において規定された。このように、本法律は全体としては多岐にわたる内容を含む。

本稿においては、上記の白書の公表時点から議論^(注3)のあった授業料及び機会均等に関する政策の変遷を概観しながら、法律全体を紹介することとしたい。なお、本稿の後に、調査及び立法考査局英米法研究会による2004年法の翻訳を掲載する。

1 高等教育における授業料制度の変遷—無償から受益者負担へ—

イギリスでは、1960年代以降、教育における機会均等を目的として、高等教育の無償開放政策が進められてきた。高等教育に要する諸経費のうち、授業料分は法定奨学金として所得にかかわらず全員に給付された上、生活費についても家計所得に応じた法定奨学金が給付されてきた^(注4)。

しかし、1980年代から90年代にかけて、高等教育の拡大政策による学生数の急激な増加^(注5)は、財源不足の問題を招いた。それに伴って高等教育のコストを誰が負担すべきか、という議論が活発になった。そこでは、学生数の増加に伴う

高等教育経費の増加に対して、公費支出には限界があるという財源問題に加え、人的資本論(学生は卒業後、高等教育コストに見合う就職が可能なことから、コストの一部を負担すべきであるという主張)の観点からも議論が行われた。

「1990年教育法 (Education (Student Loans) Act 1990 (c.6))」では学生貸与奨学金制度が創設され、これまでの生活費部分の給付奨学金について、給付額を1990年度支給額で固定したうえ、超過部分は貸与制とすることが定められた。^(注6)

1996年に、爾後20年間の高等教育のあり方について政府の諮問を受け設置された「高等教育制度検討委員会 (National Committee of Inquiry into Higher Education)」は、検討の結果を1997年に報告書『学習社会における高等教育 (Higher Education in the Learning Society)^(注7)』に取りまとめた。この報告書は委員長を務めたロン・デアリング (Ron Dearing) 卿の名をとってデアリング報告と呼ばれている。同報告は、高等教育財政改善のために受益者負担原則の導入を提言したことで画期的であり、標準的な教育経費の4分の1相当額として、学生1人当たり年間1,000ポンド(約21万円)の授業料の導入を例示した。

デアリング報告に基づき、翌1998年に制定された「1998年教員・高等教育法 (Teaching and Higher Education Act 1998(c.30))」では、第26条において、フルタイムの学部学生に対して各大学が学問分野に係らず一律1,000ポンドの授業料を課することが規定された。授業料はそれ以降インフレ率に応じて増額することとされ、2005年度の授業料は1,175ポンドに上昇した。^(注8) さらに同法では、生活費部分の給付奨学金を完全貸与制とすること、学生に課される授業料については前納制とすることも定めた。ただし、授業料は家計所得に応じた減免が行われることとされた(各学生について所得調査が行わ

れ、所得に応じて支払い免除か減免が適用されることとされた)。この措置により、2000年度に授業料の全額支払い免除が認められた学生は、全体の42パーセントに上る。^(注9)

2003年1月22日、政府は『高等教育の未来』を発表し、大学入学者に特に中流階級以上の出身者が多いことを挙げ、階級格差是正のため公平な進学機会の提供を実現することが重要であると指摘した。また、大学の財政面の強化を目的とした、学費設定を自由化する構想を掲げた。さらに、政府は同白書で取り上げた問題のうち進学率向上と授業料問題について、同年4月8日に政策文書『高等教育への広範な参加 (Widening Participation in Higher Education)^(注10)』を発表し、授業料の前納制の廃止、^(注11) 家計所得に応じた低所得層の学生のための補助金の導入、授業料返還開始時の所得最低基準の引き上げ、を提言した。学費設定の自由化については、大学の裁量を認めるが、2010年まではその上限を3,000ポンドとすることを提言した。

2 2004年法による授業料制度改革—授業料設定の自由化と格差是正の配慮—

2004年法は、2003年発表のこれらの白書や政策文書を受けて制定された。同法成立後、これまでの授業料前納制度は廃止され、学生が卒業後就職してから支払えばよいこととなった。しかも返還は年収が1万5,000ポンド(1998年法では1万ポンド)を超えるまでは猶予されるというものである。この結果、経済状況の如何を問わず、学生による在学中の授業料支払いはなされないこととなった。

一方、それまでの一律授業料に代えて、各大学が専攻ごとに授業料を決定することが認められ、0ポンドから上限額の3,000ポンドまで、独自に授業料設定を行うことが可能となった。ただし基礎額(1,200ポンド)を超えた授業料

設定を希望する大学は、学生の高等教育へのアクセスを保障する必要から、学生の機会均等を促進するための計画を作成し、この計画について関係当局（イングランドでは、「高等教育公正アクセス監督官（Director of Fair Access to Higher Education）」）の認可を受ける必要があった（この法律の第30条～第34条で、詳細が規定されている）。

各大学はこれら当局に計画が認可された専攻（コース）について、計画で定める限度まで授業料を上げることができるようになった。計画には、大学独自の奨学金制度も含まれ、低所得層出身の学生に対して大学独自の給付奨学金を支給することが義務付けられた。なお、政府もこの法律の成立に先行して、低所得層の家庭出身の学生に配慮した給付奨学金制度を復活させており（次項で詳述）、いずれにおいても高等教育への公正なアクセスの保障がはかられることとなった。

3 2004年法にともなう機会拡大政策

(1) 奨学金制度改革

政府は、2004年高等教育法による学生の授業料負担の増加が、低所得層出身の学生の高等教育へのアクセスを阻害することがないように、この法律の制定と並行して、給付奨学金、貸与奨学金、大学独自の奨学金という3つの奨学金制度について改革を行った。

第一に挙げられるのは、所得の低い学生に対する給付奨学金制度に関する改革である。1998年法で廃止していた給付奨学金については、政府は2004年度から先行して「高等教育給付奨学金（Higher Education Grant）」として支給を開始していた。2004年高等教育法の対象となる2006年度入学学生からは、同奨学金について支給額を1,000ポンドから2,700ポンドへと増額したうえ、名称を「生計費奨学金（Maintenance Grant）」へと変更した。同奨学金は、家庭の

所得が1万7,500ポンド以下の場合は、2,700ポンド全額、1万7,501ポンドから3万7,425ポンドの間では所得に応じた一部の支給となる。さらに2006年度から「特別助成給付奨学金（Special Support Grant）」制度を導入することとした。いずれも低所得層出身の学生を対象とするもので、特に後者は障害を持った学生や、母子家庭などを対象としており、双方の奨学金を併せて受給することはできない。

第二は、貸与奨学金制度に関する改革である。授業料部分の貸与奨学金の最高額を、年額2,700ポンドとし、各学生の所属する大学の授業料に相当する金額を支給することとした。これは「学生貸与奨学金公社（The Student Loans Company）」から学生に支給されるが、実質的には授業料相当額の貸与額が、公社から学生の所属する大学に直接支払われる仕組みとなっている（学生が手にすることはない）。生活費部分の貸与奨学金については、以前の制度と特に変更はない。貸与額は、物価等を考慮して①ロンドンでの下宿生には年間6,170ポンドまで、②ロンドン以外での下宿生には4,405ポンドまで、③ロンドン、その他地域に関わらず親元から通学する学生には3,415ポンドまで、とされている。生活費部分の貸与奨学金も、授業料と同様、「学生貸与奨学金公社」から学生に支給される。

第三は、各大学が独自に設ける奨学金制度に関する改革である。2,700ポンド以上の授業料徴収を希望する大学は、給付奨学金で2,700ポンドを受給する学生（低所得層出身学生）に対して、少なくとも300ポンドの奨学金を支給する制度を設けなければならない、とした。ただし、多くの大学は300ポンド以上の給付奨学金を支給する予定であり、平均すると1,000ポンド前後となる^(注12)ことが予想されている。

(2) 高等教育公正アクセス監督官

2004年高等教育法によって、イングランドで

は上述の「高等教育公正アクセス監督官(Director of Fair Access to Higher Education)」という官職が創設されたが、これは同じく新設された「入学調整局(Office for Fair Access: OFFA)」の長官である。この局は、高等教育への幅広いアクセスを保障する観点で、各大学の授業料を中心とした入学者施策を監視するために設立された。

2004年高等教育法成立後、同年10月15日にマーチン・ハリス(Martin Harris)卿が初代の高等教育公正アクセス監督官に任命され、2006年現在もその任にあたっている。入学調整局は、2006年度において基礎額を超える授業料徴収を希望する大学の計画(access agreement)^(注13)の審査を2004年11月8日に開始し、2か月後を締め切りとした。その後2か月間の審査期間を経て、2005年3月11日に結果が公表された。^(注14)

なお、2006年度に基礎額を超える授業料徴収を行わなかった大学を含め、2007年度の計画の提出期限は当初2005年9月とされたが、高額な授業料設定に際しては慎重な検討が望まれる趣旨から、4か月延長され、2006年1月末日が期限となった。

II 2004年高等教育法の審議の経過

2004年高等教育法案は、2004年1月8日に提出された。労働党は2001年の総選挙におけるマニフェストで、授業料引き上げは実施しないと公約したこともあり、同年1月27日に下院で開かれた第二読会では労働党議員からの造反が相次ぎ、最終的に72議員が反対、19議員が欠席したため、採決は賛成316票、反対311票という僅差での可決となった。2004年3月31日の第三読会でも、同法案には自由民主党、保守党、労働党の一部議員が反対票を投じた(労働党の造反議員数は第二読会よりも減少し55名となった)^(注15)。結局、政府案は賛成309票、反対248票で可決、同法案は貴族院に送付され成立の可能性が高く

なった。

なお、下院第三読会で、授業料自由化に伴う高額な授業料設定が低所得層の学生の入学機会を奪うことになることを懸念する立場から、労働党イアン・ギブソン(Ian Gibson)議員は、現行の1,125ポンドまでの授業料を固定授業料としたうえで、卒業後の請求(後払い制)とすることを修正案として提案したが、賛成288票、反対316票で否決された。これら労働党議員は、政府提案の他の部分(低所得層の学生への給付奨学金や、大学への新しいアクセス調整機能の新設)については支持していたが、政府側は、授業料に関する提案が認められないのならば、法案そのものを取り下げると通告した。

このような強い姿勢を見せながらも政府は、労働党のピーター・ブラッドレイ(Peter Bradley)議員及びアラン・ホワイトヘッド(Alan Whitehead)議員による政府案への修正要求に対して、今後の授業料引き上げに際しては慎重な配慮を行う、とする譲歩を示した。その妥協案は次の2項目、すなわち①2010年以降の3,000ポンドの上限額の引上げに際しては議会で十分な議論を行うこと、②3,000ポンドを超える授業料を徴収することを防ぐために政府が十分な監視を行うこと、である。

こうして下院第三読会を通過し、貴族院に法案審議の場が移った。政府は182名の労働党系の議員と無党派議員180名の合意を得られることは確実とみて、無修正の通過を目指したが、結局次のような修正が行われた。①経過措置の期間にギャップイヤー制度で入学延期を行う学生については上乗せ授業料を徴収しないこと、②高等教育公正アクセス監督官の役割について、大学の学問の自治を保護する観点から、大学の入学者施策(入学基準・方針、入学者の決定・手続き)に関与しないこと、③大学参事は学生に関する争いだけでなく、大学教職員に関する争いについても裁定の管轄権を有しないこと、

^(注17)
である。

その後、7月1日上院を通過し、女王の裁可を得て「2004年高等教育法」(Higher Education Act 2004)が成立した。

Ⅲ 2004年高等教育法の内容

以下においては、2004年法の本文について概観する。

1 構成

この法律は、全5章(54か条)と7つの附則から成り、内容は以下の5点に分けられる。

- (1) 「芸術・人文科学研究審議会」の設置について(第1章)
- (2) 学生の苦情申立て審査について(第2章及び附則1～4)
- (3) 授業料及び機会均等施策について(第3章及び附則5)
- (4) 学生支援施策関連について(第4章)
- (5) 雑則、一般的規定(第5章及び附則6～7)

2 各章の概要

(1) 第1章:「芸術・人文科学研究審議会」の設置

この章(第1条～第10条)は、1998年に設置された「芸術・人文科学研究委員会」(Arts and Humanities Research Board: AHRB)を、科学技術庁所管の各研究審議会と同等の「芸術・人文科学研究審議会」(Arts and Humanities Research Council: AHRC)に改めること、及び芸術・人文科学分野の研究促進のために主務大臣がなしうることについて規定する。この規定は、芸術・人文系研究部門への補助金配分を強化するという目的で導入された。

各条の概要は次のとおりである。

- ・ 芸術・人文科学研究審議会(以下、AHRCという)の定義(第1条)
- ・ 芸術・人文科学研究委員会の資産等のAHRCへの移管(第2条)

- ・ AHRCの費用(第3条)
- ・ AHRCによる報告等(第4条・第6条)
- ・ AHRCによる雇用に適用される年金(第5条)
- ・ 北アイルランドの留保事項(第7条)
- ・ AHRCの連合王国外での活動(第8条)
- ・ AHRCについての勅許(第9条)
- ・ 芸術・人文科学分野の研究促進のために、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドの担当大臣等がなしうること(第10条)

ここで、イギリスの大学等への教育・研究に係る補助金配分の仕組みについて補足しておきたい。^(注18)イギリスの現在の高等教育システム及び財政負担構造は、「1992年継続及び高等教育法(Further and Higher Education Act 1992(c.13))」に従っている。同法によりイングランド高等教育財政審議会(HEFCE)、スコットランド継続及び高等教育財政審議会(SHEFCE)、ウェールズ高等教育財政審議会(HEFCW)が設置された。これらの財政審議会の責務は、イギリスの高等教育機関に政府の補助金を配分することである。財政審議会はず、各大学等の主たる財源として、各大学の学生数及び開講する課程の類型に基づき算出される教育に係る補助金を交付する。これには設備投資やスタッフの養成に必要な額が上乗せされることもある。さらに財政審議会は、各大学の研究成果と研究者数等に基づいて、研究に係る補助金を算出し、交付している。各大学はこの補助金により基礎研究経費の大半を賄う一方、戦略的・応用的研究のための経費は、政府の研究審議会や関係省庁を通じたプロジェクト研究資金で賄うという2本立ての態勢をとっている。これはデュアル・サポート・システムとして知られる。

政府の研究審議会による補助金配分の方式は、「1965年科学技術法(Science and Technology

Act 1965 (c.4))」に基づき導入されたものである。理工系重視の研究経費負担のしくみとして出発した。これに対して、1997年デアリング報告は芸術・人文科学分野の研究費も支援すべきこと、そのために政府はできるだけ早く芸術・人文科学研究審議会を創設すべきことを勧告した。その翌年には、芸術・人文科学研究委員会が設置され、研究費等のあり方につき検討が行われてきた。さらに2001年の教育技能省の検討等により、この芸術・人文科学研究委員会を、勅許による地位を有する独立機関である研究審議会にすべきことが提言され、今回の2004年高等教育法においてようやく実現された。このような経緯から、法案審議の場でも、第1章については満場一致をもって受け入れられた。なお、AHRC (2004年度までは AHRB) による補助金支給額は2004年度に7,630万ポンド、2005年度に8,520万ポンド、2006年度に9,170万ポンドが予定されている^(注19)。

(2) 第2章：学生の苦情申立ての審査

第2章(第11条～第21条及び附則1～4)は、学生の苦情申立てに対応する独立した審査機関を設置するとともに、従来、一部の大学において、学生の苦情などを審査する役割を果たしていた「大学参事 (Visitor)」の権限を廃止することを規定する。この規定は、大学内部で解決しえない学生の苦情処理に関する対応の公正さを確保するために整備された。(なお、この「大学参事」の権限は、この法律の第46条において、大学職員に係る争いについても廃止された。)

各条の概要は次のとおりである。

- ・ 申立ての対象となる高等教育機関の定義とその責務 (第11条・第15条)
- ・ 適格性を有する苦情申立ての定義 (第12条)
- ・ 苦情申立てを審査する対応者の指定とその責務等 (第13条・第14条及び附則3)

- ・ 苦情申立ての対応者の指定の終了または消滅 (第16条・第18条及び附則4)
- ・ 名誉毀損法に関連した特権 (第17条)
- ・ 差別的取扱いに関する苦情申立て手続きの提起期間の延長 (第19条)
- ・ 学生の苦情申立てに関する大学参事の管轄権の排除 (第20条)
- ・ 第2章における用語の解釈 (第21条)

ここでいう対応者とは、「高等教育独立裁定局 (The Office of the Independent Adjudicator for Higher Education : OIA)」を指す。OIA は高等教育白書の提言を受けて、2003年7月からすでに運営が始められており、今回の2004年法により法的な根拠が確保されたものであり、「独立裁定官 (The Independent Adjudicator)」及びそのスタッフから構成される。

OIA が設置される前は、学生の苦情申立てを審査する大学オンブズマンや独立した審査機関は存在せず、各大学の自律的な取組みによって対応されていた。このような対応のあり方は高等教育機関の類型に従って異なっており、1992年にポリテクニックから大学へと呼称を変更したいわゆる「新」大学においては、「1988年教育改革法 (Education Reform Act 1988)」に基づく法定法人が、学生の入学、停学及び除籍のための手続きを定める権限並びに学生及びスタッフの行為に関する規則を定める権限をもっていた。これら「新」大学における苦情申立ての裁定は、大学内部で解決しない場合には、契約法、不法行為法等にもとづく司法の判断にゆだねられた。

他方、1992年以前からある「旧」大学においては、大学内部で解決しない紛争については別の対応がとられており、大抵の場合は「大学参事」と呼ばれる外部の裁定者の判断をおおぐこととされていた。「大学参事」の役割は中世以来のものである。その権限は主として大学内部での手続きが適切に行われているかどうかを審査することであり、成績の判定に関しては、その

判定が大学独自の規則に従い公正になされたものである限り関与しないこととされた。「大学参事」はまた、大学による懲戒手続きの結果として科される制裁について審査する権限ももっていた。

このような状況の下、学生が大学に対して苦情を申立てる件数は増加の一途をたどり、従来の体制では処理が困難になりつつあった。授業料の設定の自由化に伴い、苦情申立ての件数はさらに増えることも予測され、手続きの公正さや透明性を求める声も高まっていた^(注20)。そこで、2003年の高等教育白書は独立した苦情申立て機関の設置を提言し、同年7月から OIA が運営を開始した。OIA は、2004年高等教育法において法的な対応者に指定された。

OIA の長である、独立裁定官に最初に任命されたのは、英国放送協会の役員でもある、ルース・ディーチ (Ruth Deech) オックスフォード大学セント・アンズ・カレッジ前学長である。2006年5月現在、13名のスタッフとともに学生の苦情申立ての審査にあたっている。法的な対応者に指定された2005年1月以降の苦情申立ての状況は、9月末の時点で355件とされている^(注21)。そのうち OIA による審査に適する申立ては196件^(注22)、その内訳は学業に関する苦情が83件(42.3%)と最も多く、ついで何らかの契約に関わるものが53件、差別・人権に関わるものが19件、学内の規律に関わるものが18件、論文の盗作等に関わるものが5件、福利厚生に関わるものが5件、その他12件であった。申立て件数そのものは、OIA の自主的な運営が開始された2004年4月から12月までの9か月間の120件に比べ、すでに3倍近くに増加しており、授業料設定の自由化が本格化する2006年以降の動向が注目される。

(3) 第3章：授業料及び機会均等

この章(第23条～第41条及び附則5)は、授業料及び機会均等に関する規定から成る。前述

の通り、この章および次の第4章は、この法律の中核的部分を形成するので、条ごとに規定の内容を見ていくこととしたい。

第23条 学生納付金について条件を課する主務大臣の責務等

第24条 イングランドの補助金配分団体により課される条件

第23条、第24条は、「1998年教員・高等教育法」第26条を改正する規定である。イングランドにおいて、主務大臣が補助金配分団体(高等教育財政審議会、教員養成庁)に助成を行う際、各機関が大学に対して行う助成、貸与またはその他の支出について、条件を課することができる(第23条)。第24条は、第23条で定められた条件に関する規定である。認可計画に基づく大学機関は、計画で定められた授業料を超えないこと、授業料以外で計画で定められた事柄も計画通りに実行すること、を条件とする。また、認可計画に基づかない大学機関の授業料は、基礎額を超えないことを条件とする。

第25条 移行期にあつて、条件が基礎額を超える納付金を認めてはならない場合

この条は、制度の移行期にあつて、基礎額を超える授業料を認めてはならない場合を例示したものである(Ⅱ章を参照)。

第26条 基礎額又は上限額に関連する第24条(6)項に基づく規則

この条の(1)項は、第24条(6)項でいう「基礎額」及び「上限額」についての最初の規則について、議会の各院の議決により定められるものとする(主務大臣が定めてはならない)。また、(2)項では基礎額を引き上げる条件(インフレによるもの、及び議会各院の承認)、(2)項(b)号では上限額を引き上げる条件を定めている。上限額の引き上げは、インフレによるもののほかは、

2010年1月以降の議会各院の可決まで認められないという条件がつけられた。

第27条 授業料について条件を課するウェールズ国民議会の権限等

第28条 ウェールズ高等教育財政審議会が課することのできる条件

第27条、第28条は、第23条、第24条と同様に、「1998年教員・高等教育法」の第26条（ウェールズに関する規定）を改正する規定である。ウェールズにおいて、国民議会はウェールズ高等教育財政審議会に助成を行う際、各機関が大学に対して行う助成、貸与またはその他の給付について、条件を課することができるとする（第27条）。第28条は、第27条で定められた条件に関する規定である。認可計画に基づく大学機関は、計画で定められた授業料を超えないこと、それ以外の部分も計画通りに実行することを条件とする。また、認可計画に基づかない大学機関の授業料は、基礎額を超えないことを条件とする。

第29条 第23条から第28条までの補足的規定

この条は、「1998年教員・高等教育法」の第26条と同一の規定である。外国人学生をこの法律の限定授業料から除外すること、異なるコース間での差別を禁止すること、その他適用除外に関することを規定したものである。

第30条 「関係当局（relevant authority）」の意味

この条では、第3章において言及される「関係当局」の意味は、イングランドに関しては高等教育公正アクセス監督官、ウェールズに関しては国民議会により定められる規則で指名される者のことである、としている。

第31条 高等教育公正アクセス監督官

この条では、新設される高等教育公正アクセ

ス監督官の職務、任命権者を定めている。なお、監督官について、附則5で細部事項を定めるとしている（(6)項）。

また、(4)項(a)号では、監督官は高等教育を受ける機会の平等を促進するための「適切な慣行（good practice）」を特定することができる、としている。この「適切な慣行」としては、高等教育への広範な参加のための計画が望まれており、特に、従来ならば高等教育への入学を考えもしないような学生をひきつける活動（たとえば、サマースクール、学校やカレッジでの活動）、といったものが想定されている。

第32条 関係当局の一般的責務

この条は、関係当局の一般的義務を規定するものである。監督官はその職務の遂行を、高等教育の公正な機会拡大とその保障をする方法で遂行すること、大学機関の自由を含む、学問の自由を保障すること、主務大臣およびウェールズ国民議会の指導を尊重すること、が義務付けられるとされている。

第33条 計画の内容

この条は、計画の内容について規定している。各大学が作成する計画は、それぞれの課程の授業料の上限が明示されたものでなければならないとしている（(1)項）。なお、イングランド、ウェールズにおける計画は機会均等を促進する規定を含んだ内容でなくてはならない。加えて、ウェールズにおいては高等教育を促進する規定も含まなければならない。これらの計画に、特に(5)項で定めた事項（高等教育進学率の低い集団の入学促進、学生の経済的支援の提供、経済的支援情報の提供、機会均等の促進に関する目標、ウェールズにおいては高等教育の促進に関する目標、計画の遵守と目標達成の進捗状況を監視する規定）について、含むことを要求することができる。その一方で、(6)項で定めた事項

(特定の課程に関する規定、学生の入学許可のための基準に関する規定)は含むことができない。

第34条 計画の認可

この条の定めるところに従い、各大学の運営組織は計画の認可を受けるにあたり、関連当局に計画を提出し、申請を行う。関係当局は、適当と認めた場合には認可を行う。関係当局が計画を認可する際の手続きは、別途定められる規則に従う。なお、関係当局に認可された計画は、公表を求めることができる ((6)項)。

第35条 計画の有効期間

この条では、計画は有効期間が明記されるべきこと ((1)項)、有効期間の上限は、規則で定められること ((2)項)を定める。

第36条 計画の変更

規則には、関係当局の認可のもとで、イングランドおよびウェールズの認可計画を変更することができる規定を含むことができるとする。

第37条 計画の執行：イングランド

この条では、イングランドで認可された計画に定められた条件に違反した大学機関に対する制裁について定める。監督官は、違反が認められた大学機関に対して、イングランド高等教育財政審議会または教員養成庁が行う助成に関する財政的制裁を科すことを指示することができる。また、ある期間において、新たに提出された計画を拒むことができるとする。

第38条 計画の執行：ウェールズ

この条では、ウェールズで認可された計画に定められた条件に違反した大学機関に対する制裁について定めたものであり、関連当局は新たな計画の提出の拒否に加えて、ウェールズ高等

教育財政審議会によって課される財政的な要件も加わっている。

第39条 関係当局が下す決定の審査

関係当局が大学機関の計画の審査を行う際の規則 (第34条、第36条、第37条(3)項(b)号又は第38条(3)項(b)号) によるもの) に、含まれるべき規定を定めたものである。

第40条 情報の提供

この条は、イングランド高等教育財政審議会と教員養成庁が、監督官に職務の目的上合理的に必要とされる情報を請求に応じて提供しなければならないこと、監督官が、イングランド高等教育財政審議会と教員養成庁からの請求に応じて職務の目的上合理的に必要とされる情報を提供しなければならないこと、を定める。

第41条 第3章の解釈規定

この条は、第3章で使われる用語を定義する。

(4) 第4章：学生の支援

第4章 (第42条～第45条) は、学生の破産の影響、ウェールズ国民議会への権限委譲、学生支援当局の情報提供に関する規定を定める。

第42条 破産の影響

この条の(1)項は、「1998年教員・高等教育法」の第22条(3)項に、同法の学生貸与奨学金の返済債務に関する規定に破産の効果についての規定 ((f)号)を加える、とする規定である。これによって学生貸与奨学金に関する債務に限って、破産によっても無効とならないこととなった。なお、この改正は、この条の効力が発生する以前の破産の効果にまで、影響を及ぼすことはない ((5)項)。

第43条 1988年教員及び高等教育法第22条におけるその他の改正

この条は、「1998年教員・高等教育法」第22条におけるその他の改正（2点）に関する規定である。(2)項では、同法第22条(2)項にこれまで学生に支払われてきた貸与奨学金は、所属する大学に直接支払うようにする規定（(i)号）を加える。

(3)項では、同条(7)項の規定を削除することとした。(7)項の規定とは、同条(2)項(b)号に定められた規則が、一定の状況下において議会各院の賛成の意思表示を必要とする「積極的決議手続き」に服することを条件として規定される、とするものであった。98年法は、給付奨学金の最高額が授業料そのものを決定していたため、98年法第22条(7)項は、インフレ率以上の授業料上昇を抑制するために定められた規定である。しかし2004年法では、授業料の基礎額と上限額は給付奨学金とは独立して定められ、授業料の増額抑制の観点で積極的決議手続きを適用する必要はなくなった。授業料に関する給付奨学金の増額規定においても、積極的決議手続きは必要とされないこととなった。これが、同条(7)項廃止の理由である。

第44条 ウェールズ国民議会への一定機能の移管

この条は、1998年法における学生支援の観点における規則制定権の大部分を、ウェールズ国民議会に移管するという規定である。ただし、連合王国全般にかかわる問題（例えば破産や課税に関するもの）に関わる規則制定権は移管されない。

第45条 学生支援当局が保持している情報の提供

この条は、主務大臣が学生支援当局に対して、学生支援制度の観点で収集した情報を提供する

ことを定める規則の制定を可能とする。ただし、提供される情報に関わる個人が、許可した場合に限られる。なお、情報の提供先は(2)項で定める機関に限られる。

(5) 第5章：雑則及び一般規定

第5章(第46条～第54条及び附則6～7)は、雑則及び一般規定であり、各条の概要は次のとおりである。

- ・ 職員に係る争いについて、大学参事は裁定の管轄権を有しないとする規定（第46条）
- ・ 命令及び規則に関する規定（第47条）
- ・ この法律で取り上げる法律等の解釈規定（第48条）
- ・ この法律の制定に伴う他の法律の改正に関する規定（第49条。附則6にはその内容が記載されている）
- ・ この法律の制定に伴う他の法律の削除に関する規定（第50条。なお、附則7にはその内容が記載されている）
- ・ この法律の制定に伴う財政条項に関する規定（第51条）
- ・ この法律の規定の施行時を定める規定（第52条）
- ・ 各章の適用対象地域を定める規定（第53条）
- ・ この法律の略称等に関する規定（第54条）

IV 法律制定後の動きと残された課題

最後に、2004年法制定後の動きと残された課題について若干触れたい。

2004年高等教育法の適用対象は2006年度入学学生からであるため、2006年5月現在では、同制度の適用される学生はいまだ入学前の段階にある。旧制度が適用される最後の入学学生となる2005年度入学予定者（駆け込み入学者）は増加し、その反動で2006年度の入学予定者は減少

傾向にある。^(注23)これは、授業料自由化により授業料を引き上げる大学が増えることを学生が警戒したため、と考えられる。

また、2004年法では、公正な入学機会の確保の問題として、低所得層の学生を対象とする奨学金等の支援制度を充実させたが、高等教育の公正な機会均等を確保するとはどういうことかという本質的な議論は積み残されたままとなっている。すなわち、経済的背景だけでなく社会的背景によって生じる進学率格差の存在が、白書等により指摘されているのである。^(注24)これらは今後の課題とされることになろう。

注

* インターネット情報はすべて2006年6月30日現在。

- (1) Department For Education and Skills, "The Future of Higher Education", Cm 5735, January 2003. <<http://www.dfes.gov.uk/hegateway/uploads/White%20Pape.pdf>>. 同白書に続いて、特に進学率拡大と授業料問題に焦点を当てた政策文書『高等教育への広範な参加 (Widening Participation in Higher Education)』(2003年4月)が刊行されたほか、法案提出後にも多数の文書が出されている。白書及び一連の文書は教育技能省ウェブサイトでアクセスすることができる。<<http://www.dfes.gov.uk/hegateway/hereform/whitepaperconsultation/index.cfm>>
- (2) 授業料に関して、法律本文では授業料 (tuition) を含む学生納付金 (student fees) の設定の自由化を定めるが、学生納付金の主たる部分は授業料であることから、ここでは「授業料」と表記する。
- (3) House of Commons Library, "The Higher Education Bill", *Research Paper*, 04/08, (2004. 1), pp. 9-11.
- (4) 1963年の『ロビンズ報告書』で、高等教育においてフルタイムで授業を受ける能力と達成するだけの力があるすべての若者がその機会を得るべきである、とされたことが端緒とされる。
- (5) 1992年高等教育法により、従来の「ポリテクニク(非大学型高等教育機関)」と「大学(ユニバーシティ)」

の区分が廃止され、「大学」に一元化されたことも、高等教育人口の拡大の一因である。

- (6) ただし、1990年教育法でも授業料部分の法定奨学金の給付制度は存続した。
- (7) The National Committee of Inquiry into Higher Education, *Higher Education in the Learning Society*, July 1997.
- (8) なお、物価上昇に連動した授業料の値上げについては、規則に従って毎年主務大臣が定めるとされた。
- (9) op.cit, (3) p.21の Wray 議員の質問に対する回答。
- (10) Department For Education and Skills, *Widening Participation in Higher Education*, April 2003. <<http://www.dfes.gov.uk/hegateway/uploads/ewp-articipation.pdf>>
- (11) 授業料の前納制の廃止は、1997年のデアリング報告においても提言されていた。しかし、90年代の議論の中心は高等教育のコストを誰が負担するかという点であり、まずは学生授業料負担制度を導入することが先決であった。授業料の後払い制は検討事項とされたと考えられる。
- (12) イギリス教育技能省による学生支援ガイド(2006年3月公表) *A Guide to Financial Support for Higher Education Students in 2006/7*, DFES. <<http://www.dfes.gov.uk/studentsupport/uploads/0607%20purple%20book%20text.pdf>>
- (13) 計画の審査にあたって、2004年11月8日に入学調整局が発表した「入学機会確保のための計画 (access agreement)」については、村田直樹「イングランドにおける大学(学部)授業料・奨学金制度」『IDE』, 2005.10, 474号, pp.67-69.を参照。
- (14) なお、入学調整局により認可された計画は公表を求めることができるという法律の要請に基づき(第34条(5)項)、入学調整局ウェブサイト<http://www.offa.org.uk/acc_agr/>で各大学の計画(access agreement)が公開されている。
- (15) *The Times Higher Education Supplement*, April 2, 2004, p. 1; *The Times Higher Education Supplement*, March, 26, 2006, p.56.

- (16) ギャップイヤー制度とは、イギリスに特徴的な入学延期制度である。ある年度に入学を決めた18歳から25歳までの学生が、実際の入学を翌年度とするもので、この期間中に学生はボランティアや外国語学習、長期の海外旅行、労働体験などにより社会的な見聞を深めるという意義がある。
- (17) *The Times Higher Education Supplement*, July 9, 2004, p7.
- (18) op. cit. (3)のほか、「欧米主要国における大学の設置形態と管理・財政システム」『国立学校財務センター研究報告』, 第7号, 2002.12. を主に参照。
- (19) *The Bright Path : The strategy for arts and humanities research in the UK 2004-2009*, AHRC <http://www.ahrc.ac.uk/ahrb/website/images/4_94380.pdf>
- (20) なお、英国では1990年代半ばまでに、①ヨーロッパ人権条約に基づく英国法の整備、②大学教育を受けることが権利として意識されるほど、大学進学の大衆化が進展したこと、の2点が、高等教育現場に特別な影響を及ぼすであろうと予測されており、1996年のNolan 卿を長とする委員会の第二次報告 (*Standard in Public Life – Local Public Spending Bodies*, Cm 3270-1) において、高等教育機関は、学生の抗議や苦情に対して、学内の手続きを経た後に、外部による審査を受ける体制をとるべきことが提言された。これがOIA 設置の議論の始まりであるという。The Office of the Independent Adjudicator for Higher Education, *OIA Annual Report* (2004), pp.20-23. <<http://www.oiahe.org.uk/docs/OIA-Annual-Report-2004.pdf>>
- (21) The Office of the Independent Adjudicator for Higher Education, *OIA General & Performance*

Statistics for 9 month period as at 30 September 2005 (Provisional), (2005. 9). <http://www.oiahe.org.uk/docs/OIA_Performance_Statistics_Sep30_05.pdf>

- (22) OIA は、大学による入学審査や成績評価に関する苦情、すでに裁判で係争中の苦情、学生の就職に関わる苦情、学生としての立場からではない苦情等を取り扱わない。このほかに、試験や課題の採点や、大学による学生の雇用に関する苦情等も原則として取り扱わない。また、学生はOIA に申立てを行う前に、まずその大学内の苦情申立ての手続きを経る必要がある。OIA の苦情申立て制度の概要は *Guide to the Student Complaints Scheme* <http://www.oiahe.org.uk/docs/OIA_New_Guide.pdf>を参照。
- (23) 大学・カレッジ入学サービス (Universities and College Admission Service : UCAS) ウェブサイト <<http://www.ucas.com/>>によれば、2006年度の入学申込者は前年度の438,624名から424,560名へと3.2%減少した。また、*The Times Higher Education Supplement online*, February 17 2006<http://www.thes.co.uk/search/story.aspx?story_id=2027904>によれば、授業料を3,000ポンドまで値上げしたイングランドの大学に対するイギリス人の入学者数が、4.5%減少したとされる。
- (24) このような提言は、2004年9月に公表された *Fair Admissions to Higher Education* <<http://www.admissions-review.org.uk/downloads/finalreport.pdf>>でも触れられている。

(うえはら ゆきこ 文教科学技術課)

(よしだ たみこ 文教科学技術課)

2004年高等教育法（2004年法律第8号）

Higher Education Act 2004 (2004 Chapter 8)

調査及び立法考査局英米法研究会* 訳

目 次

第1章 芸術・人文科学分野における研究

- 第1条 芸術・人文科学研究審議会
- 第2条 芸術・人文科学研究委員会の資産等の審議会への移管
- 第3条 審議会の費用
- 第4条 審議会による主務大臣への申告書、報告等
- 第5条 年金
- 第6条 審議会の会計報告及び記録
- 第7条 北アイルランド：留保事項
- 第8条 連合王国外での活動
- 第9条 審議会についての勅許状
- 第10条 芸術・人文科学分野における研究

第2章 学生の苦情申立ての審査

- 第11条 適格性を有する機関
- 第12条 適格性を有する苦情申立て
- 第13条 学生の苦情申立て制度の対応者の指定
- 第14条 指定された対応者の責務
- 第15条 適格性を有する機関の責務
- 第16条 指定の終了
- 第17条 名誉毀損法に関連した特権
- 第18条 対応者の指定が消滅する場合の規定
- 第19条 差別的取扱いに関する手続の提起期間の延長
- 第20条 学生の苦情申立てに関する大学参事の管轄権の排除
- 第21条 第2章の「用語」解釈

第3章 学生納付金及び公正なアクセス

序則

- 第22条 「計画」等の意味

納付金についての条件の賦課

- 第23条 学生納付金について条件を課する主務大臣の責務等
- 第24条 イングランドの補助金配分団体により課される条件
- 第25条 移行期にあつて、条件が基礎額を超える納付金を認めてはならない場合
- 第26条 基礎額又は上限額に関連する第24条(6)項に基づく規則
- 第27条 授業料について条件を課するウェールズ国民議会の権限等
- 第28条 ウェールズ高等教育財政審議会が課することのできる条件
- 第29条 第23条から第28条：補足的規定

基礎額を超える納付金を認める計画

- 第30条 「関係当局」の意味
- 第31条 高等教育公正アクセス監督官
- 第32条 関係当局の一般的義務
- 第33条 計画の内容
- 第34条 計画の認可
- 第35条 計画の有効期間
- 第36条 計画の変更
- 第37条 計画の執行：イングランド
- 第38条 計画の執行：ウェールズ
- 第39条 関係当局が下す決定の審査

補足規定

- 第40条 情報の提供
- 第41条 第3章の「用語」解釈

第4章 学生の支援

- 第42条 破産の影響
- 第43条 1988年教員及び高等教育法第22条におけるその他の改正

第44条 ウェールズ国民議会への一定機能の移管

第45条 学生支援当局が保持している情報の提供

第5章 雑則及び一般規定

職員に係る争い：大学参事の管轄権

第46条 職員にかかる争いに関する大学参事の管轄権の排除

一般規定

第47条 命令及び規則

第48条 一般的解釈

第49条 この法律に伴う他の法律の改正

第50条 削除

第51条 財政条項

第52条 施行

第53条 適用範囲

第54条 略称等

附則1 学生の苦情申立て制度の対応者が満たすべき条件

附則2 学生の苦情申立て制度が満たすべき条件

附則3 学生の苦情申立てについての指定対応者の責務

附則4 学生の苦情申立て制度の対応者の指定の終了

第1部 指定が終了する場合の条件

第2部 第1部にに基づき行われる合意又は通知：補足規定

附則5 高等教育公正アクセス監督官：補足的規定

附則6 この法律の制定に伴う他の法律の改正

附則7 削除

[本文]

[題名] 芸術・人文科学分野における研究に関する規定及び高等教育機関に対する学生の苦情に関する規定を制定し、高等教育を受ける学生により支払われる納付金に関する規定を制定し、高等教育公正アクセス監督官の任命を規定し、高等教育及び継続教育における学生に対する給付及び貸与奨学金に関する規定を制定し、

高等教育機関における大学参事の管轄権を制限し、並びにその他関連した目的を果たすための法律

[2004年7月1日裁可]

[制定文] 今期召集された議会の、聖職及び世俗の貴族院議員並びに庶民院議員の助言と承認に基づき、及びその権限により、女王陛下によって以下のとおり制定する。

第1章

芸術・人文科学分野における研究

第1条 芸術・人文科学研究審議会

この章における「芸術・人文科学研究審議会（Arts and Humanities Research Council）」とは、全体として又は主として、次の各号に掲げることから構成される目的又はこれらを含む目的のために、勅許状（Royal Charter）により創設された組織をいう。

- (a) 次のことを実施し、促進し、奨励し、及び支援すること。
 - (i) 芸術・人文科学分野の研究
 - (ii) 芸術・人文科学分野の教育
- (b) 芸術・人文科学分野の知識を進歩させ、普及させること、及び芸術・人文科学に関する理解を促進させること。
- (c) その組織の活動の周知徹底をはかること。
- (d) その組織の活動に関する事項について助言すること。

第2条 芸術・人文科学研究委員会の資産等の審議会への移管

- (1) 指定される日の直前に、芸術・人文科学研究委員会（Arts and Humanities Research Board）が権限又は義務を有するすべての資産、権利及び債務は、この条の定めるところにより、その日に芸術・人文科学研究審議会

の資産、権利及び債務となる。

- (2) (1)項の定めるところにより、雇用契約に基づく権利及び債務が移管される場合、その契約は、当初より被雇用者と審議会との間で結ばれたものとして、指定される日から効力を有する。
- (3) この条において「指定される日（the appointed day）」とは、この条の発効について、第52条(2)項に基づき指定される日をいう。

第3条 審議会の費用

- (1) 主務大臣は、第1条に列举される目的を実施するために、芸術・人文科学研究審議会が負担した費用又は負担すると予測される費用について決定した額を、同審議会に支払うことができる。
- (2) (1)項は、審議会が連合王国の内外を問わず負担した費用又は負担すると予測される費用に適用する。
- (3) 審議会は、(1)項に基づき行われる支払の使用又は支出について、主務大臣の指示に従わなければならない。
- (4) 審議会は、主務大臣に対し、費用の計画及び見積もりを提出しなければならない。
- (5) (4)項に基づく計画及び見積もりは、次の態様により提出されなければならない。
 - (a) 主務大臣に要求された形式によること。
 - (b) 主務大臣に要求された時に行うこと。

第4条 審議会による主務大臣への申告書、報告等

- (1) 芸術・人文科学研究審議会は、その資産および活動に関して、主務大臣が要求する申告書、報告、ならびにその他の情報を提出しなければならない。
- (2) 審議会は、各会計年度の終了後可能な限り速やかに、主務大臣に当該会計年度における職務の遂行に関する報告書を提出しなければならない。

ならない。

- (3) 主務大臣は、(2)項に基づき提出された報告書の写しを、各議院に提出しなければならない。
- (4) (3)項に従い提出される報告書の写しにおいて、主務大臣はその報告書に対する所見を加えることができる。
- (5) この条において「会計年度（financial year）」とは、3月31日を終期とする12月の期間をいう。

第5条 年金

- (1) 芸術・人文科学研究審議会による雇用は、1972年 老 齢 年 金 法（Superannuation Act 1972 (c.11)）第1条に基づく制度が適用される種類の雇用に含まれる。
- (2) 前項の結果として、同法附則1（制度を適用することのできる雇用等の種類を列举するもの）のしかるべき場所に、「芸術・人文科学研究審議会（Arts and Humanities Research Council）」が加えられる。
- (3) 芸術・人文科学研究審議会は、公務員担当大臣が指示する時期に、(1)項に帰する増加に関して決定することができる金額を、同法に基づき議会によって提供される金員から支出することができる金額において、同大臣に支払わなければならない。

第6条 審議会の会計報告及び記録

- (1) 芸術・人文科学研究審議会は、適切な会計報告及びその他の記録を維持しなければならない。
- (2) 同審議会は、各会計年度についての会計報告を主務大臣に提出しなければならない。
- (3) (2)項に基づく会計報告の提出は、次の各号に従い提出されなければならない。
 - (a) 主務大臣に要求された形式によること。
 - (b) 主務大臣に要求された時に行うこと。

- (4) 主務大臣は、(2)項に基づき提出された会計報告を当該報告の対象となる会計年度の終了に続く11月30日以前に会計検査院長 (Comptroller and Auditor General) に送付しなければならない。
- (5) 会計検査院長は以下のことを行わなければならない。
 - (a) (4)項に基づいて送付された会計報告を審査し、認証すること。
 - (b) 次のものを各議院に提出すること。
 - (i) 会計報告の写し
 - (ii) 会計報告に関する報告
- (6) この条において「会計年度 (financial year)」は、第4条におけるものと同じ意味を有する。

第7条 北アイルランド：留保事項

1998年北アイルランド法 (Northern Ireland Act 1988 (c.47)) 附則3 (留保された事項) 中、パラグラフ35の後に次のパラグラフを加える。
「35A. 芸術・人文科学研究審議会 (2004年高等教育法第1条によって定義されたところによる。)」

第8条 連合王国外での活動

この章のいかなる規定も、「芸術・人文科学研究審議会」の活動を連合王国、又は連合王国の一部に限定するものではない。

第9条 審議会^(注1)についての勅許状

この章のいかなる部分も、次に掲げるものに影響を与えない。

- (a) 芸術・人文科学研究審議会の勅許状を改正し、又は取り消す権限
- (b) 審議会についての勅許状になされる改正の適用

第10条 芸術・人文科学分野における研究

- (1) 主務大臣は、次の各号に掲げることを行うことができる。
 - (a) 芸術・人文科学分野における研究を実施し、支援すること。
 - (b) 芸術・人文科学分野における研究成果を普及させること。
 - (c) 芸術・人文科学分野における研究成果の実用的な応用を促進すること。
 - (d) 芸術・人文科学分野における研究に関連した問題において、主務大臣を援助するための、諮問機関を設置すること。
 - (e) 主務大臣が当該の諮問機関を設置した場合、その構成員を、それらの者に対して又はそれらの者に関連して謝金、手当又は年金給付を支払うことを含む条件で任命すること。
- (2) ウェールズ国民議会^(注2) (この法律において、「国民議会」という) は、ウェールズに関して、次の各号に掲げることを行うことができる。
 - (a) 芸術・人文科学分野における研究を実施し、支援すること。
 - (b) 芸術・人文科学分野における研究成果を普及させること。
 - (c) 芸術・人文科学分野における研究成果の実用的な応用を促進すること。
 - (d) 芸術・人文科学分野における研究に関連した問題において、国民議会を援助するための、諮問機関を設置すること。
 - (e) 国民議会が当該の諮問機関を設置した場合、その構成員を、それらの者に対して又はそれらの者に関連して謝金、手当又は年金給付を支払うことを含む条件で任命すること。
- (3) スコットランドの大臣は、スコットランドに関して、次の各号に掲げることを行うことができる。

- (a) 芸術・人文科学分野における研究を実施し、支援すること。
- (b) 芸術・人文科学分野における研究成果を普及させること。
- (c) 芸術・人文科学分野における研究成果の実用的な応用を促進すること。
- (d) 芸術・人文科学分野における研究に関連した問題において、スコットランドの大臣を援助するための、諮問機関を設置すること。
- (e) スコットランドの大臣が当該の諮問機関を設置した場合、その構成員を、それらの者に対して又はそれらの者に関連して謝金、手当又は年金給付を支払うことを含む条件で任命すること。
- (4) 高等教育に責任を有する北アイルランド自治政府^(注3)の省は、北アイルランドに関して、次の各号に掲げることを行うことができる。
 - (a) 芸術・人文科学分野における研究を実施し、支援すること。
 - (b) 芸術・人文科学分野における研究成果を普及させること。
 - (c) 芸術・人文科学分野における研究成果の実用的な応用を促進すること。
 - (d) 芸術・人文科学分野における研究に関連した問題において、省を援助するための、諮問機関を設置すること。
 - (e) 省が当該の諮問機関を設置した場合、その構成員を、それらの者に対して又はそれらの者に関連して謝金、手当又は年金給付を支払うことを含む条件で任命すること。

第2章

学生の苦情申立ての審査

第11条 適格性を有する機関

この章において「適格性を有する機関（qualifying institution）」とは、以下に列挙す

るイングランド又はウェールズの機関をいう。

- (a) 大学（1992年法第65条^(注4)に基づく財政的支援を受けるか否かは問わない）であって、学位を授与する資格を次のいずれかにより付与され、又は承認されたもの。
 - (i) 議会制定法
 - (ii) 勅許状
 - (iii) 1992年法第76条^(注5)に基づく命令
- (b) (a)号に該当する大学の一部を成すカレッジ、学部又はその他の機関
- (c) 高等教育法人により運営される機関
- (d) 1992年法第72条^(注6)(3)項により定義された指定機関

第12条 適格性を有する苦情申立て

- (1) この章において、「適格性を有する苦情申立て（qualifying complaint）」とは、(2)項に従うことを条件として、適格性を有する機関の作為又は不作為について、次の者により行われる苦情申立てをいう。
 - (a) その機関の学生又は元学生
 - (b) 他の機関（適格性を有する機関であるか否かを問わず）の学生又は元学生であって、適格性を有する機関の学位の一の授与をもたらず教育課程又は研究プログラムを履修する者
- (2) (1)項に該当する苦情申立ては、学業の判定の事項に関わる限りにおいては、適格性を有する苦情申立てとはならない。

第13条 学生の苦情申立て制度の対応者の指定

- (1) 主務大臣は、この章の目的により、イングランドのための指定された対応者として、その指定において特定された期日より、法人を指定することができる。
- (2) 国民議会は、この章の目的により、ウェールズのための指定された対応者として、その指定において特定された期日より、法人を指

定することができる。

- (3) 主務大臣又は国民議会は、その法人が、以下のすべての条件を満たしていると認められない限り、(1)項又は(2)項に基づく法人を指定することはできない。
- (a) 附則 1 で列挙された全条件に合致していること。
- (b) 附則 2 で列挙された全条件に合致する、適格性を有する苦情申立ての審査のための制度を策定しようとしていること、又は、発効日以前からそのような制度を策定する提案をしていること。
- (c) 当該制度の規定について、すでに利害関係者と協議をしていること。
- (d) 指定に同意すること。
- (4) (1)項又は(2)項に基づいて法人が指定されたときは、主務大臣又は国民議会は、発効日の前日までに次のことを行わなければならない。
- (a) その法人に対して指定の通知を行うこと。
- (b) 主務大臣又は国民議会在が適当と考える方法で、指定について公示すること。
- (5) この部において、次のように定める
- (a) 「発効日 (the effective date)」とは、この条に基づく法人の指定に関連して、当該法人が、その日以降、指定された対応者に指定される日として、指定において特定された期日をいう。
- (b) 指定された対応者というときは、次のことを指す。
- (i) イングランドの機関に関しては、(1)項に基づき指定された法人
- (ii) ウェールズの機関に関しては、(2)項に基づき指定された法人

第14条 指定された対応者の責務

指定された対応者は、附則 3 において明記された期間を通じて、当該附則に列挙された責務

を遵守しなければならない。

第15条 適格性を有する機関の責務

- (1) イングランド及びウェールズの適格性を有する全ての機関の運営組織は、適格性を有する苦情申立ての審査のために、指定された対応者によって定められた制度により課された義務に従わなければならない。
- (2) (1)項により課された責務は、指定の発効日から適用され、その指定が終了した場合に限り、適用されなくなる。
- (3) (1)項でいう義務には、指定された対応者に対する手数料支払いの義務を含む。

第16条 指定の終了

- (1) 第13条に基づく法人の指定は、附則 4 に従って終了されるまで継続する。
- (2) 法人の指定が終了したときは、主務大臣又は国民議会は、適当と考えられる方法で終了について公示しなければならない。

第17条 名誉毀損法に関連した特権

- (1) 名誉毀損法の目的により、適格性を有する苦情申立て制度に基づく審査に関連する手続は、裁判所における手続と同等に扱われるものとする。
- (2) 同様の目的により、次の各号の公表に際しては、絶対的な特権が付随する。
- (a) 適格性を有する苦情申立ての審査の責任者により、制度に基づいて行われる決定又は勧告
- (b) 附則 3 のパラグラフ 6 又 7 に基づく報告
- (3) この条において、「制度 (the scheme)」とは、適格性を有する苦情申立ての審査のために、指定された対応者によって定められた制度をいう。

第18条 対応者の指定が消滅する場合の規定

- (1) 次のいずれかの場合に、主務大臣（イングランドに関して）又は、事案の要請に応じて、国民議会（ウェールズに関して）は、適格性を有する苦情申立ての審査について又はそれに関連して適当と考える規定を、命令により設けることができる。
 - (a) 指定を終了する合意が、附則4のパラグラフ2に基づき成立した場合
 - (b) 指定を終了する通知が、附則4のパラグラフ4又は6に基づき行われた場合
 - (c) 指定された対応者が、存在しなくなった場合
- (2) この条に基づいて設けることができる規定は、以下に列挙する規定のうち一以上を含む。
 - (a) 指定された対応者に対して、特定された要件に従い制度を策定することを要求する規定
 - (b) 制度についての規定を修正し、又は指定された対応者に修正を要求する規定
 - (c) 制度に基づいて支払われる手数料についての規定で、すでに支払われた手数料の払い戻しを要求する規定を含むもの
 - (d) 特定された者が、当該制度の策定を引き継ぐための規定
 - (e) 指定された対応者により策定された制度に関連して適用されるこの章の規定が、(d)号の定めるところにより特定された者によって策定された制度に関連して、（修正を加えて、又は修正を加えることなく）適用されるための規定
 - (f) 特定された者が、当該制度に基づくものとは別の方法で、適格性を有する苦情申立てを審査し、又は適格性を有する苦情申立てについての特定された要件について審査するための規定
 - (g) 適格性を有する機関の運営組織が、(f)号の定めるところにより特定された者に対し

て手数料を支払うことを求める規定

- (h) 主務大臣又は国民議会が次のいずれかの
 - (i) 主務大臣又は国民議会がこの条に基づく規定を定めること。
 - (ii) ある者が、この条に基づき定められた規定を遵守し、又はその規定によって、若しくは規定に従って、行動すること。
- (3) 主務大臣又は国民議会は、(2)項(d)号の定めるところにより特定されることができ、(2)項(f)号の定めるところによっては特定されることができない。
- (4) この条においては、次のとおり定める。

「制度（the scheme）」とは、適格性を有する苦情申立ての審査のための制度であって、指定された対応者が策定し、又は策定してきたものをいい、

「特定された（specified）」とは、この条に基づく命令において特定されたことをいう。

第19条 差別的取扱いに関する手続の提起期間の延長

- (1) 1975年性差別法（Sex Discrimination Act 1975 (c. 65)）第76条（手続の提起期間）中、(2)項の次に次の2項を加える。

「(2A) 次の各号に該当するときは、イングランド又はウェールズにおいて(2)項(a)号により認められる〔提起〕期間を2月延長する。

- (a) 第66条に基づく現在又は将来の手続が、適格性を有する機関の作為又は不作為に関係すること。
- (b) (2)項(a)号で定める対象とされる紛争が学生苦情申立て制度に基づく苦情申立てとみなされること。

(2B) 前項〔(2A)〕において、次のとお

りとする。

「適格性を有する機関 (qualifying institution)」は、2004年高等教育法第11条により付与された意味を有する。

「学生苦情申立て制度 (the student complaints scheme)」とは、同法第12条で定義される適格性を有する苦情申立て審査制度をいい、同法第13条(5)項(b)号で定義される指定対応者によって策定されるものをいう。」

- (2) 1976年人種関係法 (Race Relations Act 1976 (c. 74)) の第68条 (手続の提起期間) 中、(3)項の次に次の2項を加える。

「(3A) イングランド又はウェールズにおいて、次の各号に該当するときは、請求に関する手続を提起するために(2)項により認められる期間を2月延長する。

(a) 第57条に基づく請求のための現在又は将来の手続が、適格性を有する機関の作為又は不作為に関係すること。

(b) (2)項で定める6月の期間が終了する前に、対象とされる紛争が学生苦情申立て制度に基づく苦情申立てとみなされること。

(c) (3)項は、適用しないこと。

- (3B) 前項 [(3A)] において、次のとおりとする。

「適格性を有する機関 (qualifying institution)」は、2004年高等教育法第11条により付与された意味を有する。

「学生苦情申立て制度 (the student complaints scheme)」とは、同法第12条で定義される適格性を有する苦情申立て審査制度をいい、同法第13条(5)項(b)号で定義される指定対応者によって策定されるものをいう。」

- (3) 1995年障害者差別法 (Disability

Discrimination Act 1995 (c. 50)) の附則3 (執行及び手続) 中、パラグラフ13 (手続の提起期間) の(2)項を次のように改める。

「(2) 第28V条に基づく現在又は将来の手続が、次のいずれかに該当するときは、(1)項により認められる6月の期間を2月延長する。

(a) (1)項で定める対象とされる紛争が、6月以内に、第31B条に基づく取決めに従って調停に付されること。

(b) イングランド又はウェールズにおいて、前号 [(a)号] に該当しない場合は、対象とされる紛争が、適格性を有する機関の作為又は不作為に関係し、かつ、その期間が終了するまでに学生苦情申立て制度に基づく苦情申立てとみなされること。

- (2A) (2)項(b)号において、次のとおりとする。

「適格性を有する機関 (qualifying institution)」は、2004年高等教育法第11条により付与された意味を有する。

「学生苦情申立て制度 (the student complaints scheme)」とは、同法第12条で定義される適格性を有する苦情申立て審査制度をいい、同法第13条(5)項(b)号で定義される指定された対応者によって策定されるものをいう。」

第20条 学生の苦情申立てに関する大学参事の管轄権の排除

(1) 適格性を有する機関の大学参事は、(2)項又は(3)項に該当する苦情申立てに関し、管轄権を有しない。

(2) 適格性を有する機関への学生の入学申請に関する苦情申立ては、この項に該当する。

(3) 苦情申立てが次のいずれかの者によりなされる場合は、この項に該当する。

(a) 適格性を有する機関の学生又は元学生

- (b) 他の機関（適格性を有する機関か否かを問わず）の学生又は元学生であって、適格性を有する機関の学位の一の授与をもたらす教育課程又は研究プログラムを履修する者

「適格性を有する機関（qualifying institution）」は、第11条により付与された意味を有する。

第3章

学生納付金及び公正なアクセス

序

第21条 第2章の〔用語〕解釈

この章において、用語の解釈は、次のとおりとする。

「学位(award)」とは、ディグリー(degree)、ディプロマ(diploma)、サーティフィケート(certificate)又はその他の学問上の賞若しくは榮譽をいう。

「指定された対応者(designated operator)」は、第13条(5)項(b)号により付与された意味を有する。

「発効日(the effective date)」は、第13条(5)項(a)号により付与された意味を有する。

「運営組織(governing body)」は、1992年法第90条(1)項により付与された意味を有する。ただし、同法第90条(2)項の定めるところにより設けられた条件には従うものとする。^(注8)

「高等教育法人(higher education corporation)」は、1992年法第90条(1)項により付与された意味を有する。^(注9)

「関係当事者(interested parties)」とは、法人により定められ、又は定められることになる適格性を有する苦情申立て審査制度に関しては、次の者をいう。

- (a) イングランド又は(事案に応じて)ウェールズに所在する適格性を有する機関
- (b) イングランド又は(事案に応じて)ウェールズに所在する適格性を有する機関において学生の利益を代表するとみなされた者のうちから、当該法人が選任した者

「適格性を有する苦情申立て(qualifying complaint)」は、第12条により付与された意味を有する。

第22条 「計画(plan)」等の意味

この章においては、次のとおりとする。

- (a) 計画についての言及は、第33条に従った計画についての言及とする。
- (b) イングランドの認可計画又はウェールズの認可計画についての言及は、イングランドに関連して、又は事案によりウェールズに関連して、第34条に基づき認可された計画についての言及とする。

納付金についての条件の賦課

第23条 学生納付金について条件を課する主務大臣の責務等

- (1) 主務大臣は、1992年法第68条^(注10)又は1994年法第7条^(注11)の規定に基づき補助金配分団体に助成を行うときは、当該の条の(1)項に基づき、その補助金配分団体に条件を課して、1992法第65条^(注12)、若しくは事案に応じて、1994年法第5条^(注13)に基づきその団体が行った助成、貸与若しくはその他の給付に関連して、第24条に基づく条件を当該の機関の運営組織に課するようその団体に要請しなければならない。
- (2) この条においては、次のとおりとする。

「補助金配分団体(funding body)」とは、次のいずれかをいう。

- (a) イングランド高等教育財政審議会(Higher Education Funding Council for England)
- (b) 教員養成庁^(注14)(Teacher Training Agency)
- 「当該の機関(relevant institution)」

とは、(1)項に基づく条件において主務大臣が特定した機関又は特定した分類に属する機関をいう。

第24条 イングランドの補助金配分団体により課される条件

(1) この条に基づく条件は、当該の機関の運営組織に対し、次のことを要求する。

(a) 適格性を有する課程に関して、助成期間中にあってイングランドの認可計画が当該の機関に関して実施されている時に開始する学年の法定要件に適合した納付金が、当該の課程又は当該の学年についてその計画により定められる制限を超えず、かつ上限額を超えないことを保証すること。

(b) 適格性を有する課程に関して、助成期間中にあってイングランドの認可計画が当該の機関に関して実施されていない時に開始する学年の法定要件に適合した納付金が、基礎額を超えないことを保証すること。

(c) 当該の機関に関して実施されているイングランドの認可計画の一般的規定は、助成期間中のいずれの期間であってもその計画が実施されている間は、これを遵守すること。

(2) (1)項の目的のために、次の規定に従う。

(a) 助成期間と同時に開始する学年は、助成期間中に開始するものとみなす。

(b) イングランドの認可計画が施行される日に開始する学年は、その計画が実施されている時期に開始するものとみなす。

(3) この条に基づく条件は、以下のことについて定めるものでなければならない。

(a) 運営組織が(1)項(a)号で明示された要件に従わなかった場合においては、次の各規定に掲げる事項

(i) 認可された納付金が上限額を超えない場合には、第37条(1)項(a)号に基づく指示

により要求される財政上の要件を補助金配分団体が運営組織に課すること。

(ii) 認可された納付金が前記の金額を超える場合には、第37条(1)項(a)号に基づく指示により要求される財政上の要件及び第23条に基づく条件において主務大臣が明示した原則に従い補助金配分団体が決定するその他の財政上の要件を補助金配分団体が運営組織に課すること。

(b) 運営組織が(1)項(b)号で明示された要件に従わなかった場合においては、第23条に基づく条件において主務大臣が明示した原則に従い補助金配分団体が決定する財政上の要件を、補助金配分団体が運営組織に課すること。

(c) 運営組織が(1)項(c)項で明示された要件に従わなかった場合においては、第37条(1)項(a)号に基づく指示により要求される財政上の要件を補助金配分団体が運営組織に課すること。

(4) (3)項の定めるところにより課される財政上の要件は、次に掲げる一又は複数の事項に関連するものでなければならない。

(a) 懸案の助成、貸与又はその他の給付に関して運営組織が受領した金額の全部若しくは一部の、有利子若しくは無利子の返済

(b) 懸案の助成、貸与又はその他の給付に関して裁定済みで未給付の金額の取消し又は減額

(c) 1992年法第65条若しくは^(注15)(事案に応じて)1994年法第5条^(注16)に基づく、助成期間若しくはそれに続く期間についての、その他の助成、貸与若しくはその他の給付の、裁定（又は期待される範囲における裁定）の拒否

(5) 次に掲げるいずれの条件をも満たす場合、この条の目的のために、その〔(b)号に示される〕者により他の機関に支払われる納付金は、当該の機関に支払われる納付金とみなす。

- (a) 当該の機関の運営組織に対して行われる助成、貸与又はその他の給付との関連において、この条に基づき条件が課される場合
- (b) 前号の給付が、その範囲を問わず、他の機関により全体又は一部が提供される課程を履修している者に関して行われる場合
- (6) この条及び第25条においては、次の規定に従う。

「学年（academic year）」とは、課程との関連において、その課程に適用される学年をいう。

「基礎額（the basic amount）」とは、この条のために基礎となる金額として定められることができる金額をいう。

「補助金配分団体（funding body）」は、第23条におけるものと同一の意味を有する。

「助成期間（the grant period）」とは、第23条に基づく当該の条件が関連する助成、貸与又はその他の給付の実施に関係する期間をいう。

「上限額（the higher amount）」とは、この条の目的のために上限の金額として定められる金額をいう。

「定められる（prescribed）」とは、主務大臣が制定する規則で定められることをいう。

「適格性を有する課程（qualifying course）」とは、この条の目的のために定められる内容を有する課程をいう。

「法定要件に適合した納付金（qualifying fees）」とは、当該の機関に関して、適格性を有する課程の履修との関連において法定要件を備えた者（qualifying person）によりその機関に支払われる納付金をいう。

「法定要件を備えた者（qualifying person）」とは、この条の目的のために定められる者の類に該当する者をいう。

「当該の機関（relevant institution）」は、第23条におけるものと同一の意味を有する。

第25条 移行期^(注17)にあって、条件が基礎額を超え^(注18)る納付金を認めてはならない場合^(注19)

- (1) 適格性を有する課程^(注20)（「当該の課程（the relevant course）」）の履修に伴って法定要件を備えた者により支払われる法定要件に適合した納付金^(注21)であって、(2)項又は(3)項を適用する場合におけるものについては、その納付金^(注20)がその機関に関しイングランドの認可計画^(注21)が実施されている時に開始する学年^(注21)について支払われるものであっても、第24条(1)項(b)号は、効力を有する。
- (2) この項は、次のいずれにも相当する場合に適用される。
 - (a) 法定要件を備えた者が、2005年8月1日又はそれより前の時点において、指定された資格の取得を条件としたものであるか否かにかかわらず、当該の課程又は同様の課程の入学許可を受けていたこと。
 - (b) 当該の課程の最初の学年が2007年9月1日より前に始まること。
- (3) この項は、次のいずれにも該当する場合に適用される。
 - (a) 法定要件を備えた者が、（当該の課程と同一の機関におけるものであるか否かにかかわらず）第1学年が2006年9月1日より前に開始する適格性を有する課程の入学許可を受けていたこと。
 - (b) 指定された資格又は成績を授与されなかったために、その者が入学許可に応じることができなかったこと。
 - (c) その資格又は成績を授与しないとした決定に対し、その者が不服を申し立てたこと。
 - (d) その者が入学許可に応じることができる最後の日より後に、その不服申し立てが認

められたこと。

- (e) 結果として、その者が当該の課程への入学を許可されたこと。
 - (f) 当該の課程の第1学年が2006年8月31日より後であって2007年9月1日より前に開始すること。
- (4) (2)項(a)号の目的のために、次のいずれにも該当する場合、課程（「原課程（the original course）」）は、当該の課程と同様のものとする。
- (a) 当該の課程を設けている機関の運営組織にとって、その課程の科目の全部又は一部が原課程の科目と同一であるとみられる場合
 - (b) 原課程がもはや開設されていない場合を除き、原課程を開設する予定であった機関によって当該の課程が提供されている場合

第26条 基礎額又は上限額に関連する第24条(6)項に基づく規則

- (1) 主務大臣は、規則案が議会の各院に提出され、かつ、議会の各院の議決によって承認されない限り、第24条(6)項に基づき、その条の目的のため、基礎額及び上限額を定める最初の規則を制定してはならない。
- (2) 第24条(7)項に基づき、その条の目的のため、基礎額及び上限額を定める規則が制定された場合は、次の各号のとおりとする。
 - (a) 次のいずれかの場合を除き、基礎額を増額する規則を制定してはならない。
 - (i) 主務大臣が、増額は実質額の価値を維持するのに必要な額を超えないと認めた場合
 - (ii) その規則案が、議会の各院に提出され、かつ、各院の議決によって承認された場合
 - (b) 次のいずれかの場合を除き、上限額を増額する規則を制定してはならない。

- (i) 主務大臣が、増額は実質額の価値を維持するのに必要な額を超えないと認めた場合

- (ii) 2010年1月1日より後の時点において議会の各院が決議を可決し、上限額をその決議で指定する額へ増額することが、その決議で指定する日より有効とされ、かつ、その増額が、その指定日をもって有効な額への増額であるとされる場合
- (3) (2)項の(a)号(i)及び(b)号(i)の目的のために、主務大臣は、この項に基づき自ら制定した規則に指定されている、又は、その規則に従って決定された物価指数を考慮するものとする。

第27条 授業料について条件を課するウェールズ国民議会の権限等

- (1) ウェールズ高等教育財政審議会（Higher Education Funding Council for Wales）に支払われる助成に関連し、1992年法第68条(1)項又は1994年法第7条(1)項に基づく、条件を課する国民議会の権限は、1992年法第65条、又は事案に応じて、1994年法第5条に基づき同審議会によって行われる助成、貸与又はその他の給付に関連して、同審議会が第28条に基づく条件を当該の機関の運営組織に課することを要請する条件を課する権限を含む。^(注22)
- (2) この条において、「当該の機関（relevant institution）」とは、(1)項に基づく条件において国民議会が特定した機関又は特定した分類に属する機関をいう。

第28条 ウェールズ高等教育財政審議会が課することのできる条件

- (1) この条に基づく条件は、当該の機関の運営組織に対し、次のことを要求する。
 - (a) 適格性を有する課程に関して、助成期間中においてウェールズの認可計画が当該の

機関に関して実施されている時に開始する学年の法定要件に適合した授業料が、当該の課程又は当該の学年についてその計画により定められる制限を超えず、かつ上限額を超えないことを保証すること。

- (b) 適格性を有する課程に関して、助成期間中にあってウェールズの認可計画が当該の機関に関して実施されていない時に開始する学年の法定要件に適合した授業料が、基礎額を超えないことを保証すること。
 - (c) 当該の機関に関して実施されているウェールズの認可計画の一般規定は、助成期間中のいずれの期間であってもその計画が実施されている間は、これを遵守すること。
- (2) (1)項の目的のために、次の規定に従う。
- (a) 助成期間と同時に開始する学年は、助成期間中に開始するものとみなす。
 - (b) ウェールズの認可計画が実施される日に開始する学年は、その計画が実施されている時期に開始するものとみなす。
- (3) この条に基づく条件は、運営組織が(1)項で明示された要件に従わなかった場合において、第27条に基づく条件において国民議会が明示した原則に従いウェールズ高等教育財政審議会が決定する財政上の要件を同審議会が運営組織に課することを定めるものでなければならない。
- (4) (3)項の定めるところにより課される財政上の要件は、次に掲げる一又は複数の事項に関連するものでなければならない。
- (a) 懸案の助成、貸与又はその他の給付に関して運営組織が受領した金額の全部若しくは一部の、有利子若しくは無利子の返済
 - (b) 懸案の助成、貸与又はその他の給付に関して裁定済みで未給付の金額の取消し又は減額
 - (c) 助成期間若しくはそれに続く期間につい

ての1992年法第65条若しくは（事案に応じて）1994年法第5条に基づくその他の助成、貸与若しくはその他の給付の裁定（又は期待される範囲における給付の裁定）の拒否

- (5) 次に掲げるいずれの条件をも満たす場合、この条の目的のために、その [(b)号に示される]者により他の機関に支払われる納付金は、当該の機関に支払われる納付金とみなす。
 - (a) 当該の機関の運営組織に対して行われる助成、貸与又はその他の給付との関連において、この条に基づき条件が課される場合
 - (b) 前号の給付が、その範囲を問わず、他の機関により全体又は一部が提供される課程を履修している者に関して行われる場合
- (6) この条においては、次の規定に従う。

「学年 (academic year)」とは、課程との関連において、その課程に適用される学年をいう。

「基礎額 (the basic amount)」とは、この条のために基礎となる金額として定められることができる金額をいう。

「助成期間 (the grant period)」とは、第27条に基づく当該の条件が関連する助成、貸与又はその他の給付の実施に係する期間をいう。

「上限額 (the higher amount)」とは、この条の目的のために上限の金額として定められることができる金額をいう。

「定められる (prescribed)」とは、国民議会が制定する規則で定められることをいう。

「適格性を有する課程 (qualifying course)」とは、この条の目的のために定められる内容を有する課程をいう。

「法定要件に適合した納付金 (qualifying fees)」とは、当該の機関に関して、適格性を有する課程の履修との関連において法定要件を備えた者によりその機関に支払わ

れる納付金をいう。

「法定要件を備えた者 (qualifying person)」とは、この条の目的のために定められる者の分類に該当する者をいう。

「当該の機関 (relevant institution)」は、第27条におけるものと同一の意味を有する。

第29条 第23条から第28条：補足的規定

- (1) 第24条又は第28条に基づく条件は、1983年教育(納付金及び奨学金)法 (Education (Fees and Awards) Act 1983 (c. 40)) 第1条 (大学及び継続教育機関への納付金) (1)項又は(2)項の目的のための規則により定められる種類の者 (連合王国に関係する者等) に該当する以外の学生により、同法第1条に基づく規則に従い支払われる授業料については適用されない。
- (2) 第24条(6)又は第28条(6)項における「適格性を有する課程 (qualifying course)」の定義に従い課程の概要を定める権限は、次の差別をする形で行使されてはならない。
 - (a) 新規教員養成課程について、養成が行われる教科に基づいて、異なる課程間で差別すること。
 - (b) その他の課程について、過程に関する調査研究領域に基づいて、同一又は同等のレベルの異なる課程間で差別すること。
- (3) 1992年法又は1994年法のいかなる規定も、主務大臣、国民議会、イングランド高等教育財政審議会、ウェールズ高等教育財政審議会又は教員養成庁による条件の賦課について、禁止又はその他の要件を課するかぎりにおいて、次の条件には適用されない。
 - (a) 主務大臣により課される第23条に基づく条件
 - (b) 国民議会により課される第27条に基づく条件
 - (c) 前記両審議会又は教員養成庁のいずれか

により課される第24条又は第28条に基づく条件

基礎額を超える納付金を認める計画

第30条 「関係当局 (the relevant authority)」の意味

- (1) この部において、「関係当局 (the relevant authority)」とは、次の者をいう。
 - (a) イングランドに関しては、(第31条(1)項に定める) 監督官
 - (b) ウェールズに関しては、国民議会により定められる規則によりこの条の目的のために指名されることができる者
- (2) (1)項(b)号により付与される権限は、ウェールズ高等教育財政審議会を指定する権限を含む。
- (3) ウェールズについて、関係当局として人を指名する(1)項(b)号に基づく規則は、その人の指名に関して必要又は適切であると国民議会が思料する場合、規定 (この法律に含まれる規定を含む) にこのような改正を行うことができる。

第31条 高等教育公正アクセス監督官

- (1) 高等教育公正アクセス監督官 (Director of Fair Access) を置く (この章においては、「監督官 (the Director)」という)。
- (2) 監督官は、主務大臣がこれを任命する。
- (3) 監督官は、この章により又はこの章に基づき監督官に付与される計画に関する職務を行う。
- (4) 監督官は、これに加えて、適当と思料する場合には次のことを行うことができる。
 - (a) (フルタイムであるとパートタイムであるとを問わず) 高等教育へのアクセスに関連する機会均等を促進するための適切な慣行 (good practice) を特定すること。
 - (b) 補助金配分を受ける機関に対して、適切

な慣行についての助言を与えること。

- (5) (4)項(b)号において、「補助金配分を受ける機関（publicly-funded institution）」とは、1992年法第65条に基づきイングランド高等教育財政審議会から又は1994年法第5条に基づき教員養成庁から、助成、貸与又はその他の給付を受けている機関をいう。
- (6) 監督官については、附則5にさらに定めを設ける。

第32条 関係当局の一般的義務

- (1) 監督官は、この章に基づくその職務を、高等教育（職務がパートタイムの高等教育に関して遂行可能であるかぎりにおいて、パートタイムの高等教育を含む）への公正なアクセスを促進し、保障する方法で遂行しなければならない。
- (2) この章に基づく職務の遂行において、監督官は、とりわけ次のことに関する機関の自由を含む、学問の自由を保護する義務を有する。
- (a) 特定の課程の内容及びその課程の教授、監督又は評価の方法を決定すること。
- (b) 学生の入学許可基準を決定し、及び特定の事例に対してその基準を適用すること。
- (3) 監督官は、この章に基づく職務の遂行において、主務大臣による指導を尊重しなければならない。
- (4) ウェールズとの関係において、関係当局は、関係当局としてこの章により付与された職務の遂行においては、国民議会による指導を尊重しなければならない。

第33条 計画の内容

- (1) この条に基づく機関に関する計画は、法定要件を備えた者によりその機関に対して支払われる納付金に関連した、それぞれの適格性を有する課程に関して、納付金が超過することを許されない（上限額を超えない）限度額

を明示し又はその決定について規定しなければならない。

- (2) イングランドについては、この条に基づく計画は次のとおりとする。
- (a) 機会均等の促進に関して、その計画に含まれることが規則により要求されるような規定をも含まなければならない。
- (b) 機会均等の促進に関して、追加の規定をも含むことができる。
- (3) ウェールズについては、この条に基づく計画は次のとおりとする。
- (a) 計画に含まれることが規則により要求されるような次のいずれかの規定をも含まなければならない。
- (i) 機会均等の促進
- (ii) 高等教育の促進
- (b) 前号のいずれかに関する追加の条項をも含むことができる。
- (4) この章においては、この条に基づく計画の「一般的規定（general provisions）」というときは(2)項又は(3)項で定めるところにより計画に含まれた規定をいう。
- (5) (2)項又は(3)項の定めるところにより制定された規則により要求されることができる一般的規定は、特に次の規定を含む。
- (a) 計画が認可された時点で高等教育進学率の低い集団の構成員である将来の学生から入学申込を誘引する手段を講じ又は講じることを保障することを運営組織に要求する規定
- (b) 学生への経済的支援を提供し又は提供することを保障することを運営組織に要求する規定
- (c) いかなる財源からであれ学生が入手しうる経済的支援についての情報を学生及び将来の学生が入手できるようにすることを運営組織に要求する規定
- (d) 機会均等の促進に関する目標及びウェー

ルズに関しては高等教育の促進に関する目標を示す規定

- (e) 運営組織による次の事項の監視に関する規定
 - (i) 計画の規定の遵守
 - (ii) (d)号に定めるところにより計画において示された目標達成の進捗状況
- (f) 関係当局への情報の提供を要求する規定
- (6) (2)項又は(3)項に基づき制定される規則は、計画に次のことを要求することができない。
 - (a) 計画の一般的規定の中に、特定の課程[の内容]に関する規定又は課程の教授、監督若しくは評価の方法に関する規定を含むこと。
 - (b) 学生の入学許可基準に関する規定を含むこと。
- (7) この条においては、次のとおり定義する。

「機会均等(equality of opportunity)」とは、高等教育へのアクセスに関しての機会均等をいう。

「上限額 (the higher amount)」とは、次の額をいう。

- (a) イングランドについては、第24条(6)項に基づく上限額として、その都度規定される合計額
- (b) ウェールズについては、第28条(6)項に基づく上限額として、その都度規定される合計額

「適格性を有する課程 (qualifying course)」及び「法定要件を備えた者 (qualifying person)」とは、次の意味を有する。

- (a) イングランドについては、第24条と同一の意味
- (b) ウェールズについては、第28条と同一の意味

「規則 (regulations)」とは、次の規則をいう。

- (a) イングランドについては、主務大臣により制定される規則
- (b) ウェールズについては、国民議会により制定される規則

第34条 計画の認可

- (1) 1992年法第65条又は1994年法第5条に基づき、補助金を受け取る資格がある、又は資格を得ることができる機関の運営組織は、その機関に関して提案された計画の認可を関係当局に対して申請することができる。
- (2) 関係当局は、適当であると判断する場合は、計画を認可することができる。
- (3) 関係当局は、計画を認可するか否かの判断にあたり考慮することとなる事項について、(1)項の範囲に該当する機関に対し指導を行うことができる。
- (4) この条に基づく関係当局の機能は、規則に従い行使される。
- (5) 規則では、特に、関係当局が認可に関する判断をなす際に考慮する事項又は考慮しない事項の別を明記することができる。
- (6) 規則では、この条に基づき認可された計画に関する機関に対して、所定の様式によりその計画を公表するように要求できる。
- (7) この条において「規則(regulations)」とは、次のいずれかの規則をいう。
 - (a) イングランドについては、主務大臣により制定される規則
 - (b) ウェールズについては、国民議会により制定される規則

第35条 計画の有効期間

- (1) 計画では、それが有効である期間を明記しなければならない。
- (2) その期間の長さは、次のいずれかの規則により定められうるような上限を超えてはならない。

- (a) イングランドについては、主務大臣により制定される規則
- (b) ウェールズについては、国民議会により制定される規則
- (3) (1)項及び(2)項は、先行の計画の満了時に効力を生じる新たな計画の認可を妨げない。

第36条 計画の変更

- (1) 規則は、イングランドの認可された計画又はウェールズの認可された計画を、関係当局の認可を得れば変更できる規定を定めることができる。
- (2) この条において「規則(regulations)」とは、次のいずれかの規則をいう。
 - (a) イングランドについては、主務大臣により制定される規則
 - (b) ウェールズについては、国民議会により制定される規則

第37条 計画の執行：イングランド

- (1) 監督官は、第24条に基づく条件の定めるところにより、第24条(1)項(a)号又は(c)号に指定される要件を遵守することが求められる機関の運営組織が、当該の要件を遵守しないと認められるときは、次のいずれか又は双方のことを行うことができる。
 - (a) イングランド高等教育財政審議会又は教員養成庁（あるいはその双方）に、第24条(3)項に基づき、当該の運営組織に対して、指定した財政上の要件を課するように指示すること。
 - (b) 運営組織に対して、現行の計画の満了時に、第34条に基づく新規の計画を提出しても、明記された期間の間、その認可を拒否する旨を通知すること。
- (2) 機関の運営組織が、イングランドの認可計画の一般的規定を遵守するために、あらゆる正当な手順を踏んだと証明できるとき、当該

の管理機関は、当該の規定を遵守しなかったことをもって、(1)項の目的の上で、第24条(1)項(c)号に明記された要件を遵守しなかったとはみなされない。

- (3) 主務大臣は、規則によって、次のことに關する規定を定めることができる。
 - (a) (1)項に基づいて権限を行使するに当たって、監督官が考慮しなければならない事項又は考慮してはならない事項
 - (b) (1)項に基づく指示又は通知の発出に続いて、取られるべき手続
 - (c) (1)項(a)号の定めるところによって明記することができる財政上の要件
 - (d) (1)項(b)号に基づく通知の効力

第38条 計画の執行：ウェールズ

- (1) 関係当局は、第28条に基づいて課された条件の定めるところにより、第28条(1)項(a)号又は(c)号において明記された要件を遵守することが求められる機関の運営組織が、その要件を遵守していないと認めるとき、運営組織に対して、現行の計画の満了時に、明記された期間の間、第34条に基づく新規の計画の認可を拒否する旨を、通知することができる。
- (2) (1)項に基づき明記された期間は、国民議会により制定された規則において定められた最大限の期間を超えるものであってはならない。
- (3) 国民議会は、規則によって次の各号に関する規定を定めることができる。
 - (a) (1)項に基づいて権限を行使するに当たって、関係当局が考慮しなければならない事項、又は考慮してはならない事項
 - (b) (1)項に基づく通知の発出に続いて、取られるべき手続
 - (c) 前記の通知の効果
- (4) (1)項により付与された権限の行使は（ウェールズ高等教育財政審議会によるものであるか否かにかかわらず）、同審議会が、

第28条(3)項の定めるところにより課された条件に従って運営組織に財政的要件を課すことにより、第28条に基づいて課された条件を執行することを妨げるものではない。

第39条 関係当局が下す決定の審査

第34条、第36条、第37条(3)項(b)号又は第38条(3)項(b)号の定めるところにより制定された規則には、次の規定を含まなければならない。

- (a) 第34条、第36条、第37条又は第38条にもとづく関係当局の決定であって、ある機関の運営組織に影響を及ぼす決定が、最初の段階において暫定的決定として効力を持つことを義務づける規定
- (b) 当該機関の運営組織が、規則に従って次のいずれかにより任命された者又は複数の者による審査員団に対して、暫定的決定の審査を求める申請をすることができるようにする規定
 - (i) イングランドについては、主務大臣
 - (ii) ウェールズについては、国民議会
- (c) 主務大臣又は国民議会が、前号により任命された者に対し、報酬及び手当を支払うことができるようにする規定
- (d) 暫定的決定の審査を申請する際の根拠について定める規定
- (e) 関係当局に対し、[(b)号により任命された]者又は審査員団の勧告を考慮して、その暫定的決定を再考することを義務づける規定

補足規定

第40条 情報の提供

- (1) イングランド高等教育財政審議会及び教員養成庁は、監督官から請求があった場合には、監督官に対し、各々の所有する情報であって監督官の職務の目的上合理的に必要とされる情報を、提供しなければならない。

- (2) 監督官は、イングランド高等教育財政審議会又は教員養成庁から請求があった場合には、審議会又は庁に対し、監督官が所有する情報であって、各々の機構の職務の目的上いずれかの機構により合理的に必要とされる情報を、提供しなければならない。

第41条 第3章の〔用語〕解釈

- (1) この章において、用語の解釈は、次のとおりとする。

「課程 (course)」には、新規教員養成課程以外のパートタイム又は大学院の課程を含まない。

「監督官 (the Director)」は、第31条(1)項に規定される意味を有する。

「イングランドの認可計画 (English approved plan)」は、第22条(b)号に規定される意味を有する。

「納付金 (fees)」とは、課程の履修との関係で、課程の履修に関する、又は課程の履修に伴うその他の納付金をいい、入学、登録、授業及び卒業に係る納付金を含むが、次の各号に掲げるものを含まない。

- (a) 資格の授与又は認定を行う機関が課程の全部又は一部を提供していない場合で、かつ、当該機関が補助金配分を受けている機関 ((2)項により定義されるものをいう) でない場合に、当該機関に対して支払われる納付金
- (b) 食事又は宿泊に支払われる納付金
- (c) 見学旅行のための納付金 (当該納付金のうちの授業料部分を含む)
- (d) 卒業その他の式典に出席するために支払われる納付金
- (e) その他、次に掲げる規則によって規定される納付金
 - (i) イングランドに関しては、主務大臣が定める規則

- (ii) ウェールズに関しては、国民議会が定める規則

「運営組織（governing body）」は、機関に関して、1992年法第90条(1)項に規定される意味を有し、同法第90条(2)項の定めるところによる規定に従う。^(注23)

「一般的規定（general provisions）」は、計画に関して、第33条(4)項に規定される意味を有する。

「計画（plan）」は、第22条(a)号に規定される意味を有する。

「関係当局（the relevant authority）」は、第30条(1)項に規定される意味を有する。

「ウェールズの認可計画（Welsh approved plan）」は、第22条(b)号に規定される意味を有する。

- (2) (1)項における「補助金配分を受けている機関（public-funded institution）」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (a) 1992年法第65条若しくは1994年法第5条に基づき補助金、貸付金その他の支給を受けている大学その他の機関、継続及び高等教育機能の行使において地方教育行政当局により運営されている機関、1996年教育法（Education Act 1996 (c. 56)）第485条に基づき規則により、その経費に対する継続的な補助金を受けている機関、又は2000年学習及び技能法（Learning and Skills Act 2000 (c. 21)）第5条若しくは第34条の規定により財政的資源を受領している機関^(注24)^(注25)

- (b) 1992年スコットランド継続及び高等教育法（Further and Higher Education (Scotland) Act 1992 (c. 37)）の目的上、高等教育部門に該当する機関、同法第36条(1)項に該当する継続教育大学、又は1980年スコットランド教育法（Education (Scotland) Act 1980 (c. 44)）第135条(1)項に該当する中央教育機関^(注26)^(注27)^(注28)^(注29)^(注30)

- (c) ベルファスト・クィーンズ大学、アルスター大学、1986年北アイルランド教育及び図書館令（Education and Libraries (Northern Ireland) Order 1986 (S.I.1986/594 (N.I.3)）第2条(2)項の意味に該当する北アイルランドの教員養成大学、又は1997年北アイルランド継続教育令（Further Education (Northern Ireland) Order 1997 (S.I.1997/1772 (N.I.15)）第3条に定義される継続教育を北アイルランドで実施している機関^(注31)^(注32)

第4章 学生の支援

第42条 破産の影響

- (1) 1998年法第22条（学生に財政的な支援を与えるための措置）(3)項(e)号の後に次の一号を加える。^(注33)^(注34)

「(f) 貸与奨学金について返還をする借主の義務に対する破産の効果に関すること（その返還が、破産の開始の前であると後であるとを問わず、借主が受給し又は受給する資格がある金額に関すること）」

- (2) 1998年法第46条(8)項（北アイルランドに適用する規定）中、第22条に関する記載事項では、「(3)項(e)号」を「(3)項(e)号又は(f)号」に代える。^(注35)

- (3) (4)項は、1990年教育（学生貸与奨学金）法（Education (Student Loans) Act 1990 (c. 6)）との関係において、1998年法による1990年法の^(注36)廃止に伴い、1998年法第46条(4)項に基づく^(注37)命令により定められた留保事項の定めるところにより効力が継続している範囲において効力を有する。

- (4) 1990年教育（学生貸与奨学金）法の附則2（学生向け貸与奨学金）は、パラグラフ5(2)項（学生貸与奨学金に関する責任が破産債務^(注38)

に含まれないこと)中、「前記の金額 (any such sum)」というときは「このパラグラフが適用される金額 (any sums to which this paragraph applies)」というものとして効力を有する。

- (5) この条のいかなる規定も、この条が効力を発生する前に開始した破産に影響を及ぼさない。

第43条 1998年教員及び高等教育法第22条におけるその他の改正

- (1) 1998年法第22条 (学生に財政的支援を与えるための措置)は、以下の通りに改正される。
- (2) [1998年法第22条] (2)項(i)号中、「それらの者」対し、定められた記述の貸与奨学金を貸与したことのある「機関」を、「それらの者が支払いの責任を有する^(注39)「機関」に改める。
- (3) [1998年法第22条] (7)項 (その条の(2)項(b)号に定められた規則が、一定の状況下において積極的決議手続きに服することを規定する)を削除する。

第44条 ウェールズ国民議会への一定機能の移管

- (1) ウェールズとの関係においては、1998年法第22条 (学生に財政的支援を与えるための措置)に基づく主務大臣の機能は、同条の(2)項(a)号、(c)号、(j)号若しくは(k)号又は(3)項(e)号若しくは(f)号又は(5)項によって権限を与えられた、規定の制定に関する場合を除き、ここに国民議会に移管される。
- (2) 1998年法第22条に基づく主務大臣の機能は、同条の(2)項(a)号、(c)号又は(k)号により権限が与えられたあらゆる規定をウェールズに関係して制定する限りにおいて、国民議会と共同して遂行される。
- (3) 1998年法第22条に基づき主務大臣によって定められた規則は、この条の(5)項の定めると

ころにより制定される規定が、この条に基づき国民議会が行ういかなる貸与奨学金に関しても適用されないことを、規定しなければならない。

ただし、国民議会が、次の条件のいずれをも満たす場合を除く。

- (a) 貸与奨学金又は貸与奨学金の内容に関して、内国歳入庁により返還金が徴収されるものであることを決定した場合
- (b) 主務大臣及び返還を行う義務のある者に対し、前号の決定の告知を行った場合
- (4) 1998年法第23条 (学生の支援に関する機能の移管又は委任)に基づく主務大臣の機能は、同法第22条による規則に基づいて国民議会によって遂行される機能に関する限り、ここに国民議会に移管される。
- (5) (4)項の発効までは、1998年法第23条(7)項及び(8)項 (同条の(1)項又は(4)項に定めるところにより遂行される機能を有する組織又は個人^(注52)対し、支払を行う権限)に基づく主務大臣の機能は、(1)項及び(2)項の発効後、国民議会により遂行されることになる、遂行可能な機能を有する組織又は個人への支払に係する限りにおいて、国民議会と共同して遂行される。
- (6) 1998年ウェールズ統治法 (Government of Wales Act 1998 (c. 38)) の目的のため、次のように定める。
- (a) (1)項若しくは(4)項により国民議会に移管された機能、又は(2)項若しくは(5)項によって国民議会により遂行されることになった機能は、当該法律の第22条に基づく枢密院令により、国民議会に移管され又は国民議会により遂行されることになったとみなされる。
- (b) 前号に定めるところにより、そのような枢密院令によって国民議会に移管されたあらゆる機能に係して、それを移管させる

枢密院令の発効についての言及は、機能に移管するこの条の規定の発効についての言及に読み替えられる。

第45条 学生支援当局が保持している情報の提供

- (1) 規則は、学生支援当局が、定められた内容の学生支援情報を、定められた者へ、定められた目的のために提供することができるということを規定することができる。
- (2) 次のいずれかに該当する者でない限りは、いかなる者も(1)項に基づいて定められることはできない。
 - (a) 適格な学生（学生支援制度の目的のために定義されたところによる）が課程を履修している機関の運営組織
 - (b) 主務大臣又は、事案に応じて国民議会にとり、公的性格の機能を行使すると思われる者
- (3) (1)項に基づく規則は、情報が関係する全ての個人による定められた方式に従って与えられる同意なくしては、情報を提供することを許してはならない。
- (4) (3)項は、学生支援制度から発生する民事及び刑事手続の目的のための情報提供には適用されない。
- (5) (1)項に基づく規則は、定められた条件に適合する場合に限ってこれらの規則に基づいて情報が提供されることができる、ということを規定することができる。
- (6) この条は、この条によることなく情報が提供されることができる状況を制限するものではない。
- (7) この条において、「学生支援当局（student support authority）」とは、以下に掲げるものをいう。
 - (a) 主務大臣
 - (b) 1998年法第23条(1)項に定められるところ

の範囲において、主務大臣の機能を当分の間行使することができる当局又は運営組織

(c) 1998年法第23条(4)項に定められるところの範囲において、主務大臣の代理を務める者

- (d) 国民議会
 - (e) 1998年法第23条(1)項に定められるところの範囲において、国民議会の機能を当分の間行使することができる当局又は運営組織
 - (f) 1998年法第23条(4)項に定められるところの範囲において、国民議会の代理を務める者
- (8) この条においては、以下のとおりとする。
- 「定められた（prescribed）」とは、規則によって定められたことをいう。
- 「規則（regulations）」とは、以下の各号のことをいう。
- (a) (7)項(a)号から(c)号に該当する学生支援当局に関しては、主務大臣により制定された規則
 - (b) (7)項(d)号から(f)号に該当する学生支援当局に関しては、国民議会により制定された規則
- 「学生支援制度（student support scheme）」とは、1998年法第22条に基づく規則の諸規定をいう。
- 「学生支援情報（student support information）」とは、学生支援当局に関しては、学生支援制度の実施に関係する機能の行使に関連し、又はその結果として、学生支援当局が保持する情報をいう。

第5章

雑則及び一般規定

職員に係る争い：大学参事の管轄権

第46条 職員に係る争いに関する大学参事の管

轄権の排除

- (1) 適格性を有する機関の大学参事は、次の事項に関し、管轄権を有しない。
 - (a) 職員に係る争いのうち、職員の任用若しくは雇用又は任用若しくは雇用の終結
 - (b) 職員と適格性を有する機関との間における争いのうち、関連の手続が裁判所又は審判所に提起され得るもの
 - (c) 制定法又はその他の国内諸法の適用に関する争いのうち、(a)号又は(b)号に該当する事項に関するもの
- (2) (1)項において、「適格性を有する機関 (qualifying institution)」とは、第11条によって付与された意味を有する。
- (3) 争いが(1)項(b)号に該当するか否かを決定するに当たり、大学参事は、当該争いを裁定するための管轄権を有しないことを前提とする。
- (4) ((1)項により代替される) 1988年教育改革法 (Education Reform Act 1988 (c. 40)) 第206条^(注59)は、効力を失う。

一般規定

第47条 命令及び規則

- (1) 次の権限は、委任法規命令によって執行することができる。
 - (a) 主務大臣又は国民議会が、この法律に基づき命令又は規則を定める権限
 - (b) スコットランドの大臣が、この法律に基づき命令を定める権限
- (2) 次のいずれかを内容とする委任法規命令は、議会のいずれかの議院の決議に従って否認されることとする。
 - (a) 第18条に基づき主務大臣が定める命令
 - (b) この法律の規定に基づき主務大臣が定める規則
- (3) (2)項は、次の規則には適用しない。
 - (a) 第26条(1)項又は(2)項(a)号(ii)若しくは(b)号(ii)が適用される規則

(b) 附則 2 第12条(3)項が適用される規則

(c) (4)項が適用される規則

- (4) 第33条(2)項、第34条又は第37条(3)項(c)号の定めるところにより、主務大臣が定める規則を（単独で又は他の規定とともに）内容とする委任法規命令は、当該委任法規命令草案が議会の各議院に提出され、かつ、議会の各議院の決議によって承認されない限り、制定してはならない。
- (5) この法律に基づく命令又は規則は、次のように定めることができる。
 - (a) 異なる事案又は異なる地域に応じた異なる規定を定めること。
 - (b) 一般的に、又は特別な事案に限定して規定を定めること。
 - (c) 命令又は規則を制定する者が適切であると思料する付随規定、補足規定、救済規定又は経過規定を含むこと。
- (6) この法律におけるいかなる規定も、(5)項の一般則に影響を与えるとみなしてはならない。

第48条 一般的解釈

この法律においては、次のように解する。

「1992年法 (the 1992 Act)」とは、1992年継続及び高等教育法 (Further and Higher Education Act 1992 (c. 13)) をいう。

「1994年法 (the 1994 Act)」とは、1994年教育法 (Education Act 1994 (c. 30)) をいう。

「1998年法 (the 1998 Act)」とは、1998年教員及び高等教育法 (Teaching and Higher Education Act 1998 (c. 30)) をいう。

「国民議会 (the Assembly)」とは、ウェールズ国民議会をいう。

第49条 この法律の制定に伴う他の法律の改正

附則 6 は、この法律の規定に関連する改正を内容とする。

第50条 削除

附則7は、削除箇所を内容とする。

第51条 財政条項

- (1) 議会によって認められた資金から、次の各号に定めるものを、支出するものとする。
- (a) この法律の定めるところにより主務大臣により必要とされる費用
- (b) 他の法律の定めるところにより、議会により認められた資金から支出し得る金額のうち、この法律に起因する増加分
- (2) この法律の定めるところにより、国王の大臣によって受領される金額は、統合基金に繰り入れられるものとする。

第52条 施行

- (1) 次の規定は、この法律の成立の時から施行する。

第22条。ただし、イングランドに関する範囲に限る。

第24条(6)項。ただし、規則の制定を可能とする範囲に限る。

第26条

第29条。ただし、イングランドに関する範囲に限る。

第30条(1)項。ただし、イングランドに関する範囲に限る。

第31条

第32条(1)項

第33条及び第34条。ただし、イングランドに関する範囲に限る。

第35条から第37条まで。ただし、イングランドに関して規則の制定を可能とする範囲に限る。

第39条。ただし、イングランドに関する範囲に限る。

第40条

第41条。ただし、イングランドに関する

範囲に限る。

第42条

第47条及び第48条

第51条、この条、第53条及び第54条

附則5

附則6 パラグラフ1。同附則パラグラフ4及び10。ただし、高等教育公正アクセス監督官に関する範囲に限る

（及びこれらの規定に関する限りにおいて、第49条）

- (2) 次に掲げる規定は、((1)項に従って施行しない限りにおいて) 主務大臣が命令により定める規定に従って施行する。

第1章。ただし、第10条(2)項及び(3)項を除く。

第19条

第23条

第37条

第43条

第45条

附則6 パラグラフ2から6及び10（並びにこれらの条に関する限りにおいて第49条）

附則7のうち、1972年年金法（Superannuation Act 1972 (c. 11)）中及び1998年法第22条中の削除箇所（並びにこれらの削除箇所に関する限りにおいて第50条）

- (3) 次に掲げる規定は、国民議会が命令によって定める規定に従って施行する。

第10条(2)項

第27条及び第28条

第30条(2)項及び(3)項

第32条(4)項

第38条

第44条

- (4) 国民議会は、主務大臣の同意がある場合を除き、第44条に関して、(3)項に基づく命令を制定してはならない。

- (5) 第10条(3)項は、スコットランドの大臣が命令によって定める規定に従って施行する。
- (6) (1)項から(5)項までに規定する場合を除き、この法律の規定は、次のとおり施行する。
- (a) イングランドに関しては、主務大臣が命令によって定める規定に従って施行する。
- (b) ウェールズに関しては、国民議会が命令によって定める規定に従って施行する。

第53条 適用範囲

- (1) (2)項から(4)項までに従うことを条件として、この法律は、イングランド及びウェールズに限り適用する。
- (2) 次の規定は、スコットランド及び北アイルランドについても適用する。
- (a) 第1章
- (b) 第45条
- (c) 第47条、第48条、第51条及び第52条
- (d) この条及び第54条
- (3) 第42条(1)項、(2)項及び(5)項は、北アイルランドについても適用する。
- (4) この法律による改正規定又は削除規定は、関係する法律規定と同じ適用範囲を、連合王国内において有する。

第54条 略称等

- (1) この法律は、2004年高等教育法として引用することができる。
- (2) この法律は、1996年教育法（Education Act 1996 (c. 56)）第578条^(注60)において列挙された教育諸法の一覧表に収載することとする。

附則

附則1 [第13条関係] 学生の苦情申立て制度の対応者が満たすべき条件

序

- 1 この附則は、[本文] 第13条(3)項(a)号（及

びこの法律第2章の他の規定）にいう条件について定める。

適格性

- 2 条件Aは、その法人が指定された対応者として適格な者であることをいう。

能力

- 3 条件Bは、その法人が、附則2に述べられる全条件に合致する適格な審査のための制度を、発効日以降に実効性ある方法で整備する能力があることをいう。

附則2 [第13条関係] 学生の苦情申立て制度が満たすべき条件

序

- 1 この附則は、[本文] 第13条(3)項(b)号（及びこの法律第2章の他の規定）にいう条件について定める。

適格性を有する機関

- 2 条件Aは、ある時点においてその制度が、その時点で適格性を有する機関である次のいずれかの機関に（事案に応じて）関連していることをいう。
- (a) イングランドのすべての機関
- (b) ウェールズのすべての機関
- (c) イングランド及びウェールズのすべての機関

適格性を有する苦情申立ての事前審査

3

- (1) 条件Bは、すべての適格性を有する苦情申立ては、それが関連する適格性を有する機関について申立てが行われた場合、制度にもとづいて検証することができると、制度において規定することをいう。

- (2) 制度が次に掲げる規定の一部又は全部を含むとしても、そのことを理由に制度が条件 B に合致していないとはいえない。
- (a) 適格性を有する苦情申立ては、制度において明記された、又は制度に従って決定された一定の期限内に、制度にもとづいて事前審査されるものであるとする規定
- (b) 適格性を有する苦情申立ては、部内に苦情申立て審査手続を備える適格性を有する機関について起こされた場合、申立人が部内手続をすべて終えるまで、制度にもとづいて事前審査されることはないとする規定
- (c) 適格性を有する苦情申立ては、次のいずれかの場合、制度にもとづいて事前審査されることはないとする規定
- (i) 関連の手続がすでに完結している場合
- (ii) 関連の手続が完結しておらず継続中にもなっていない場合
- (3) (2)項(c)号における「関連の手続（relevant proceedings）」とは、裁判所又は審判所の事前審査において提出された適格性を有する苦情申立ての主題事項に関連する手続をいう。

苦情申立てを審査する個人

- 4 条件 C は、制度にもとづき事前審査されるすべての適格の苦情申立てが、次のいずれをも満たす個人によって審査されなければならないことを、制度において定めることをいう。
- (a) 党派的に中立であること。
- (b) その苦情申立てを審査するのに適していること。

苦情申立ての審査

- 5
- (1) 条件 D は、審査人が次の行為を行わなければならないことを、制度において定めることをいう。

- (a) 適格の苦情申立てが正当化される範囲について決定すること。
- (b) その決定を、合理的に実行可能な限り速やかに行うこと。
- (2) 審査人が、適格の苦情申立てを取るに足らない又は混乱がひどいと判断した場合に、事案を考慮せずその申立てを拒絶することができる、という規定が制度上にあるとしても、そのことを理由に制度は条件 D に合致していないとはいえない。

苦情申立てが正当化された場合の審査人

の勧告

- 6 条件 E は、適格の苦情申立てが少しでも正当化されると審査人が判断した場合、次のとおりとすると制度に定めることをいう。
- (a) 審査人は、その苦情申立てが関連する機関の運営組織に対して、次のことを勧告できる。
- (i) その勧告の中に明記された行為（金額の支払いを含む場合がある）を行うこと。
- (ii) その勧告の中に明記された行為を行わないようにすること。
- (b) 審査人は、いかなる者に対しても、ある行為を義務づけることも抑制することもしてはならない。

決定、勧告その他についての、審査人による当事者への通知

- 7 条件 F は、適格性を有する苦情申立てに当たっての当事者に対し、審査人が次の事項を記載した通知を書面によって行わなければならないことを、制度に定めることをいう。
- (a) 審査人が下した決定
- (b) 審査人がその決定を下した理由
- (c) 審査人が勧告を行う場合、次の事項
- (i) その勧告
- (ii) 審査人がその勧告を行う理由

手数料

- 8 条件 G は、苦情申立て人が制度の運用に関連して手数料を支払う必要のないことを、制度に定めることをいう。
- 9 条件 H は、制度が関係する適格性を有する機関により制度にもとづいて支払われる手数料は、対応者が1年または2年をかけてそれらの機関に関連する制度を整備する際にかかった金額を超えるものではないことをいう。

適格の機関ではない組織にも適用される制度

10

- (1) 制度は、適格性を有する機関ではない組織にも関連している場合、そのことを理由としてこの附則でいう条件に合致しないことにはならない。
- (2) 適格の機関ではない組織にも適用される制度の規定に、この附則でいう条件に合致していないものがあるとしても、そのことを理由としてそのような組織に関連する制度が、これらの条件に合致しないことにはならない。

【用語の】 解釈

- 11 この附則においては、次のとおり解釈する。
- 「苦情申立て人 (complainant)」とは、適格の苦情申立てを起こす者をいう。
- 「当事者 (parties)」とは、適格の苦情申立てに関連する次の者をいう。
- (a) 苦情申立て人
- (b) 苦情申立てが起こされている機関の運営組織
- 「審査人 (reviewer)」とは、制度にもとづいて行われる適格性を有する苦情申立ての審査に関連して、その審査を行う個人をいう。

この附則を改正する権限

12

- (1) この附則の以上の規定は、規則によって改

正することができる。

- (2) (1)項でいう「規則 (regulations)」とは、次のいずれかにより制定される規則をいう。
- (a) イングランドの適格性を有する機関に関する制度の場合は、主務大臣
- (b) ウェールズの適格性を有する機関に関する制度の場合は、国民議会
- (3) このパラグラフにもとづき主務大臣が規則を制定する場合には、規則の草案が議会各院に提出され、それぞれの決議により承認されなければならない。

附則 3 [第14条関係] 学生の苦情申立てについての指定対応者の責務

序

- 1 この附則は、[本文] 第14条でいわれている責務及びそれらの責務が課される期間について定める。

制度の整備

- 2 指定された対応者は、適格性を有する苦情申立て審査のため、附則 2 において列挙されたすべての条件を満たす制度を整備しなければならない。

制度の公表

- 3 指定された対応者は、自らが適切と考える方法で、その制度の最新版を公表しなければならない。

制度の変更

- 4 指定された対応者は、附則 2 において列挙された条件の一が関連する制度の規定を変更する場合は、それに先立ち、次のことを行わなければならない。
- (a) 提案する変更について、利害関係当事者と協議すること。

- (b) 提案する変更について、主務大臣又は（必要に応じて）国民議会に通知すること。

制度の遵守

- 5 指定された対応者は、制度が課するいかなる要件をも遵守しなければならない。

年次報告

- 6
 - (1) 指定された対応者は、次のことを行わなければならない。
 - (a) 制度とその運用についての年次報告書を作成すること。
 - (b) その報告書を、適切と考える方法で公表すること。
 - (2) 年次報告書は、次のことについての情報を含まなければならない。
 - (a) 制度にもとづき事前審査された苦情申立て
 - (b) 審査人が下した決定と勧告
 - (c) 審査人が行った勧告のうち遵守されたものの範囲
 - (d) 制度に関連して支払われた対応者の手数料（が生じた場合）の使途

〔制度の〕評価

- 7
 - (1) このパラグラフは、主務大臣又は国民議会が指定された組織に対して次の行為を要請する場合、適用される。
 - (a) 制度若しくはその運用（又はこれらの事項のいずれかの側面について）の評価を行うこと。
 - (b) その評価の結果を主務大臣又は国民議会に報告すること。
 - (2) 指定された組織は、主務大臣又は国民議会により特定された期間内に、その要請に従わなければならない。

- (3) 評価を行う際には、指定された組織は、主務大臣又は国民議会によって課された特定の要件に従わなければならない。

情報の提供

- 8 指定された対応者は、主務大臣又は国民議会がこの法律の第2章にもとづく職務の目的に照らして合理的に要請する場合、主務大臣又は国民議会に対し、自分自身並びに制度及びその運用についての情報を提供しなければならない。

指定された対応者が責務に従わなければならない期間

- 9
 - (1) この附則で定められた責務は、当該の期日から適用され、指定が終了した場合に限り適用を中止される。
 - (2) 「当該の期日（relevant date）」とは、次の期日をいう。
 - (a) 上記のパラグラフ3、4、5及び8において定められた責務に関しては、指定の通知が〔本文〕第13条(4)項(a)号に従って受領された期日
 - (b) その他のパラグラフにおいて述べられた責務に関しては、指定の効力発生日

情報を公表する責務：補足規定

- 10 この附則の定めるところによって指定された対応者が情報を公表する責務を有する場合、対応者は情報公表の方法を選択するにあたり、利害関係を持つ当事者がその情報を利用できるようにするという目的について配慮しなければならない。

附則 4 [第16条関係] 学生の苦情申立て制度の 対応者の指定の終了

第 1 部 指定が終了する場合の条件 序

- 1 附則 4 のこの部は、[本文] 第13条にもとづく法人の指定が終了する場合の条件について定めるものである。

合意

- 2 指定は、指定された対応者と主務大臣又は（事案に応じて）国民議会との間で、指定の終了の期日を明記した合意が成立する場合に終了する。
- 3 この場合、指定は合意において明記された期日に終了する。

指定された対応者により行われる通知

- 4
- (1) 指定は、指定された対応者が主務大臣又は（事案に応じて）国民議会に対して、指定の終了日を明記した通知を行う場合に終了する。
- (2) このパラグラフでいう通知は、次に掲げる両期日の間に 1 年以上の期間があるときに限り、効力を有する。
- (a) 通知が行われる期日
- (b) 通知に明記された期日
- 5 この場合、指定は通知に明記された期日に終了する。

主務大臣又は国民議会により行われる通知

- 6
- (1) 指定は、主務大臣又は（事案に応じて）国民議会が指定された対応者に対して、指定の終了日を明記した通知を行う場合に終了する。
- (2) このパラグラフでいう通知は、主務大臣又は国民議会が次のいずれかの判断をした場合でなければ、行うことはできない。

(a) 指定された対応者が附則 1 にいう条件のすべてを満たしているとは見られないとする判断

(b) 指定された対応者が [本文] 第14条を遵守していないとする判断

- (3) このパラグラフでいう通知は、次に掲げる両期日の間の期間が主務大臣又は国民議会から見て合理的であると判断される場合に限り、効力を有する。

(a) 通知が行われる期日

(b) 通知に明記された期日

- 7 この場合、指定は通知に明記された期日に終了する。

対応者の存在の消滅

- 8 指定は、指定された対応者の存在が消滅した場合、終了する。
- 9 この場合、指定は対応者の存在が消滅した期日に終了する。

第 2 部 第 1 部にに基づき行われる合意又は通知：補足規定 序

- 10
- (1) 附則 4 のこの部は、次のいずれかの場合に適用される。
- (a) パラグラフ 2 にもとづき、指定された対応者と主務大臣又は国民議会との間で合意が成立した場合
- (b) パラグラフ 4 にもとづき、指定された対応者が通知を行った場合
- (c) パラグラフ 6 にもとづき、主務大臣又は国民議会が通知を行った場合
- (2) この部においては、次のとおり解釈する。
- 「終了についての第一証書 (original instrument of termination)」とは、(1)項にいう合意又は通知のことをいう。
- 「終了日 (termination date)」とは、パラ

グラフ2にもとづく合意又はパラグラフ4若しくは6にもとづく通知において、当該の指定の終了日として明記された期日をいう。

合意又は通知の、第1部の規定に対する効力

11

- (1) 附則4のこの部が適用される場合は、次のことはしてはならない。
 - (a) 指定された対応者と主務大臣又は国民議会とが、パラグラフ2にもとづいて合意又は再合意を行うこと。
 - (b) 指定された対応者が、パラグラフ4にもとづいて通知又は再通知を行うこと。
 - (c) 主務大臣又は国民議会が、次のいずれかのことを行うこと。
 - (i) [下記の] (2)項に従う場合をのぞき、パラグラフ6にもとづいて通知を行うこと。
 - (ii) パラグラフ6にもとづいて再通知を行うこと。
- (2) 主務大臣又は国民議会は、次のいずれをも満たすパラグラフ6にもとづき通知を行うことができる。
 - (a) 終了についての第一証書が、次のいずれかであること。
 - (i) パラグラフ2にもとづく合意
 - (ii) パラグラフ4にもとづく通知
 - (b) パラグラフ6にもとづいて通知に明記された終了日が、終了についての第一証書において明記された期日より手前にあたる場合

合意又は通知が無効となる場合の条件

12 終了についての第一証書は、次のいずれかの場合に限り無効となる。

- (a) パラグラフ6にもとづく通知が、パラグラフ11(2)項に従って行われる場合
- (b) 当該の指定が、パラグラフ8（対応者の

存在の消滅）に従って終了する場合

変更又は取消し若しくは撤回が不可能な合意又は通知

13

- (1) パラグラフ2にもとづき成立した合意は、変更も取消しもしてはならない。
- (2) 従ってそのような合意は、次のいずれかのことが生じるまで引続き効力を有する。
 - (a) その合意に従って指定が終了すること。
 - (b) パラグラフ12に従ってその合意が無効となること。

14

- (1) パラグラフ4又はパラグラフ6にもとづき行われる通知は、変更も撤回もしてはならない。
- (2) 従ってそのような通知は、次のいずれかのことが生じるまで引続き効力を有する。
 - (a) その通知に従って指定が終了すること。
 - (b) パラグラフ12に従ってその通知が無効となること。

附則5 [第31条関係] 高等教育公正アクセス監督官：補足的規定

監督官の地位、任命及び報酬

- 1 監督官及びそのスタッフは、国王の官吏または代理人とは見なされないものとする。
- 2
 - (1) 監督官は自らの任命の条件に従って在職し、離職するものとする。但し、次の各号に従う。
 - (a) 3年を超える期間の任命は許されない。
 - (b) 主務大臣に対して書面による通知を行うことにより、いかなる時も辞任することができる。
 - (2) 監督官としての以前の任命は、同一の者の再任の資格を妨げない。
- 3 監督官に対しては、主務大臣が定める報酬

及び手当が支払われるものとする。

スタッフ

4

- (1) 監督官は、自らの定めるスタッフを任命することができる。
- (2) このパラグラフに基づき任命される者への報酬及びその他の勤務条件は、監督官により決定されるものとする。

イングランド高等教育財政審議会との協定

- 5 監督官及びイングランド高等教育財政審議会は、条件に基づいて同意されたスタッフ、施設又はサービスの、審議会による監督官への提供のために、互いに協定を結ぶことができる。

財政

- 6 主務大臣は監督官への支払を行うことができる。

報告書

7

- (1) 監督官は、主務大臣に対し、各会計年度の終了後できる限り速やかに、その年の自らの職務実績に関する報告書を提出しなければならない。
- (2) 主務大臣は、指示により監督官に対し、(1) 項に基づく報告書の場合も特別報告書の場合も、その指示において明示される高等教育へのアクセスに関する事項について、報告するように求めることができる。
- (3) 主務大臣はこのパラグラフに基づき提出される各報告書の写しを1部ずつ議会各院に提出しなければならない。監督官は、議会各院に提出された後にその報告書を公表しなければならない。
- (4) このパラグラフ及びパラグラフ8における

「会計年度 (financial year)」は次の意味を有する。

- (a) 初代の監督官が着任した日に開始し、その翌年の3月31日に終了する期間
- (b) その後に継続する、3月31日をもって終了する12月の期間

会計

8

- (1) 監督官は、次の各号に掲げる義務を有する。
 - (a) 適正な会計及び会計に関する適正な記録を維持すること。
 - (b) 各会計年度について、主務大臣の指示する書式による会計報告の作成を行うこと。
 - (c) その会計報告が関係する、次の会計年度の8月末日までに、主務大臣及び会計検査院長 (Comptroller and Auditor General) に対し、会計報告の写しを送付すること。
- (2) 会計検査院長は、このパラグラフに従い受領した各会計報告について、審査、認証及び報告をしなければならず、かつ、それらの会計報告の写し及び自らの報告書を議会各院に提出しなければならない。

附則6 [第49条関係] この法律の制定に伴う他の法律の改正

1958年公記録法 (Public Records Act 1958 (c. 51))

- 1 1958年公記録法附則1 (公記録の定義) のうちパラグラフ3 (その他の機構及び組織) 末尾の表の第2部中、適切な箇所に「高等教育公正アクセス監督官」を加える。

1967年議会コミッショナー法 (Parliamentary Commissioner Act 1967 (c. 13))

- 2 1967年議会コミッショナー法附則2 (調査に従う各省等) 中、適切な箇所に「芸術・人

文科学研究審議会」を加える。

1972年年金法（Superannuation Act 1972 (c. 11)）

- 3 1972年年金法附則1（同法に基づく制度が適用され得る雇用等の種類を列挙したもの）中、「芸術・人文科学研究委員会」を削る。

1975年庶民院欠格法（House of Commons Disqualification Act 1975 (c. 24)）

- 4 1975年庶民院欠格法附則1（議員資格の欠格となる職）のうち第3部（その他の欠格となる職）中、適切な箇所に次の官職を加える。
「芸術・人文科学研究審議会の会長、副会長及び役員」
「高等教育公正アクセス監督官」

1977年特許法（Patents Act 1977 (c. 37)）

- 5 1977年特許法第41条（発明のための特許に関する雇用に与えられる補償総額）のうち(3)項中、「1965年科学技術法」の次に「又は芸術・人文科学研究審議会（2004年高等教育法第1条によって定義されたとおり）」を加える。

1985年継続教育法（Further Education Act 1985 (c. 47)）

- 6 1985年継続教育法第2条（継続又は高等教育機関により財物又はサービスを供給する教育機関の権限）のうち(4)項(a)号中、「1965年科学技術法」の次に「又は芸術・人文科学研究審議会（2004年高等教育法第1条によって定義されたとおり）のために」を加える。

1998年教員及び高等教育法（Teaching and Higher Education Act 1998 (c. 30)）

- 7 1998年法第26条（継続又は高等教育機関における納付金に関する条件賦課）を削る。
8 1998年法第28条（第2部第1章の解釈）の

うち(1)項中、「納付金」及び「補助金配分を受ける機関」の定義を削る。

- 9 1998年法第42条（命令及び規則）のうち(5)項を次のように改める。

「(5) その項はまた、[1998年法の] 第22条に基づくその他の規則であってその草案が議会の各院に提出され、かつ各院の決議により承認された規則にも適用しない。」

2000年情報自由法（Freedom of Information Act 2000 (c. 36)）

- 10 2000年情報自由法附則1（この法律の目的のための公的機関）のうち第6部（その他の公的団体及び職：一般）中、適切な箇所に次の官職を加える。

「芸術・人文科学研究審議会」及び「高等教育公正アクセス監督官」

附則7 [第50条関係]

削除

[対象となる法律の]略称	削除の範囲
1972年年金法 (Superannuation Act 1972 (c. 11))	附則1中、芸術・人文科学研究委員会に関する記載
1988年教育改革法 (Education Reform Act 1988 (c. 40))	第206条 第207条(1)項中(c)号及びその直前の「又は」の文言
1998年教員及び高等教育法 (Teaching and Higher Education Act 1998 (c. 30))	第22条(7)項及び(8)項中、「又は(7)項(a)号」の文言 第26条 第28条(1)項中、「納付金」及び「補助金配分を受ける機関」の定義
2000年学習及び技能法 (Learning and Skills Act 2000 (c. 21))	第146条(4)項及び(5)項 附則9中パラグラフ74及び75

注

※訳文中の [] は訳者が補記したものである。

- (1) 君主が枢密院の助言に基づき授与し、法人格に特別な地位を与えるものであり、国王大権の行使に該当する。現在は他の手段による法人格の取得が可能

であるが、今でも約400の団体（BBC 等）が勅許状によって法人格を得ている。

- (2) 原文では議会（Assembly）であるが、連合王国議会（Parliament）と混同を避けるため、こう表記した。
- (3) 北アイルランド自治政府は現在活動を停止しているが、雇用・学習省（Department for Employment and Learning）が高等教育を管轄する。
- (4) 1992年継続及び高等教育法第65条（審議会による資金の管理）は、イングランド又はウェールズの高等教育財政審議会が、高等教育機関の行う教育研究やその施設及びそれに関連した個人の活動に対して資金を提供する際の条件を定める。
- (5) 1992年継続及び高等教育法第76条（学位等を授与する権限）は、枢密院令により学位授与権が与えられることを定める。
- (6) 1992年継続及び高等教育法第72条（指定の追加的権限）(3)項は、同法における「指定機関」は、1988年教育改革法第129条に基づいて指定された機関であると定義する。さらにここで言及されている1988年教育改革法第129条は、主務大臣が、高等教育財政審議会により管理された資金から支援を受ける資格がある機関として指定できる機関を掲げている。それには、高等教育法人（higher education corporation）の後継団体（successor company）が運営するもの、高等教育課程のフルタイム相当の在籍者数が全体のフルタイム相当の在籍者数の55%を超えている機関が該当する、と定めている。
- (7) 同附則は、全8パラグラフからなる。原文で“paragraph13”とあるのは、正しくは、“paragraph3”と思われる。
- (8) 1992年継続及び高等教育法第90条（定義）(1)項及び(2)項は、同法における“governing body”の定義を含むもので、機関が高等教育法人の場合はその法人、高等教育法人に該当しない大学の場合はその大学の管理運営責任を有する運営組織をいうと規定する。
- (9) 前掲注(8)と同様、同法における“higher education corporation”の定義を含み、1988年教育改革法第

121条及び第122条で higher education corporation として法人格が与えられた高等教育法人をいうと規定する。

- (10) 1992年継続及び高等教育法第68条（審議会への助成）は、主務大臣が審議会に助成を行える旨規定する。
- (11) 1994年教育法第7条（補助金配分団体への助成）は、主務大臣が裁量により補助金配分団体に助成を行うことができると規定する。
- (12) 前掲注(4)参照。
- (13) 1994年教育法第5条（助成、貸与及びその他の給付）は、補助金配分団体が適当と思料する条件に従い助成等を行うことができると規定する。
- (14) 2005年教育法（Education Act 2005）において、教職員養成・開発庁（Training and Development Agency for Schools）に名称が変更された。従来の、政府補助金の配分や教員養成課程の認定を行う準政府機関としての役割を拡大し、職員を含むすべての学校教職員の資質向上を目指すとされている。
- (15) 前掲注(4)参照。
- (16) 前掲注(13)参照。
- (17) 第23及び第24条でいう条件を指す。
- (18) 第24条(6)項に定義されている。
- (19) 前掲注(18)参照。
- (20) 前掲注(18)参照。
- (21) 前掲注(18)参照。
- (22) 第27条(1)項における引用法令は、第23条に関する注(10)–(13)参照。
- (23) 前掲注(8)参照。
- (24) 前掲注(4)参照。
- (25) 前掲注(13)参照。
- (26) 1996年教育法第485条（教育サービス又は研究の援助のための補助金）は、(a)教育サービス又は(b)教育研究のために、地方教育行政当局以外の者に対して主務大臣が行う補助金の支払いについて、規則により定める、と規定する。
- (27) 2000年学習及び技能法第5条（財政的資源条項）は、イングランドの学習及び技能審議会の財政的資源の

供給に関する主たる権限について定める。(1)項で財政的資源が供給される対象となる要件として(a)16歳以上のための教育又は訓練を提供するもの、(c)16歳以上のための教育を受ける者、(e)中等教育を行う継続又は高等教育機関に該当する機関、等9項目を挙げている。

(28) 2000年学習及び技能法第34条(財政的資源条項)は、ウェールズの学習及び技能審議会の財政的資源の供給に関する主たる権限について定めるもので、前掲注27の第5条とほぼ同内容となっている。

(29) 1992年スコットランド継続及び高等教育法第36条(用語の解釈)は、(1)項において、「継続教育」の定義は、同法第1条により定められた意味によると定める。同法第1条は(3)項で「この法律のこの部において「継続教育」とは、学齢を越えた者に供給される、学校教育ではない学習プログラムで、当面の間この法律の第6条に該当するプログラムのことをいう」と定める。ここでいう第6条(第1条が該当する継続教育)は、学習プログラムの要件として6項目を挙げ、(a)職業上の資格のためのもの、(b)スコットランド検定委員会の資格又はイングランド、ウェールズ若しくは北アイルランドの総合教育認定の資格を得るためのもの、(d)高等教育へのアクセスを得させるもの、等と規定する。

(30) 1980年スコットランド教育法第135条(用語の解釈)は、(1)項において「中央教育機関」とは、主務大臣により定められた規則によって中央の機関として認められた、継続教育を提供する教育機関のことを意味すると規定する。

(31) 1986年北アイルランド教育及び図書館令(S.I.1986/594 (N.I.3))第2条(2)項において、「教員養成大学」とは、教員養成のための大学をいうと規定する。

(32) 1997年北アイルランド継続教育令(S.I.1997/1772 (N.I.15))第3条において、「継続教育」とは、義務的教育年齢を超えた者の要請に適ったフルタイム及びパートタイムの職業教育を含む教育であり、その中に組織的に教養、訓練、又は娯楽を目的とした活

動が組み込まれているものである等と規定する。

(33) 1998年教員及び高等教育法第22条(3)項は、(2)項(g)号に定めるところによる貸与奨学金に関する規定の内容を列挙する。ちなみに1998年法第22条(2)項(g)号は、返還その他について、この条に基づく貸与奨学金に関して当分の間適用されることになる要件やその他の規定を規則によって定めることが出来ると規定する。

(34) 1998年法第22条(学生への財政的支援を講ずるための新たな措置)は、(3)項(e)号において、借主の破産の開始又は不動産の仮差押の後の貸与奨学金のもとで、借主が受給し又は受給する資格がある金額に関することについて規定する。

(35) 1998年法第22条の(2)項(a)(c)(j)(k)の各号、(3)項(e)号、(5)項によって権限が与えられた規定の制定に関する限りにおいて、これらの規定を北アイルランドにも適用させることを定める。各号の内容については前掲注34及び後掲注(41)-(44)及び(47)参照。

(36) 1998年法第44条(副次的及び間接的な改正及び削除)は、(2)項において、1990年法は廃止されることを規定する。

(37) 1998年法第46条(引用、施行及び適用範囲)は、(4)項において、1998年法第44条は、主務大臣が命令によって定めた日より効力を生じる、と規定する。この命令というのは、1998年8月12日に定められたThe Teaching and Higher Education Act 1998 (Commencement No.2 and Transitional Provisions) Order 1998であり、この命令の第2条(article 2)において、この命令が定められた日の翌日に1990年法が廃止されることが定められている。ただし、この命令には、移行措置及び留保のための規定((article 3-7)がある。1990年法に基づいて実施された貸与奨学金については、1990年法の廃止によって1990年法の規定の実施に影響がおよぶことはない(article 3(1)(a))。

(38) パラグラフ5(2)項は、「前記の金額に関し、破産によって生じる、又は、生じる可能性のある債務若しくは義務は、破産債務に含まれない(No debt or

liability to which a bankrupt is or may become subject in respect of any such sum shall be included in his bankruptcy debts.)。』と規定している。

- (39) 1998年法第22条(2)項(i)号は、この条の貸与奨学金の定めに基づいて、適格な学生に対して支払われるべく定められた金額が、定められた内容の奨学金をそれらの学生に貸与したことのある機関に対して、直接支払われることを要求することを規則によって定めることが出来ると規定する。
- (40) 1998年法第22条(7)項は、この条に基づく規則が、(2)項(b)号に定めるところにより、補助金配分を受け、機関の高等教育課程に出席することに関係して支払われる納付金について1学年に得られる給付奨学金の最高額を定める場合は、以下の各号に該当する場合を除いては、その総額を増加させるような規則を制定してはならないとする。各号で、(a)実質額(real terms)に基づく給付奨学金の価値を維持するために総額を増大させることを要求することについて、主務大臣が納得した場合、または(b)規則案が過去に提出されており、議会各院の賛成の意思表示によって承認された場合、と規定する。
- (41) 1998年法第22条(2)項(a)号は、ある者がこの条に基づく給付奨学金又は貸与奨学金に関して適格な学生の範囲を限定するための規定を規則によって定めることが出来ると規定する。
- (42) 1998年法第22条(2)項(c)号は、給付奨学金又は貸与奨学金の額が、その者の経済的境遇によって異なる場合は、その者に要求され、又は権限が認められる金額を定めるための規定を規則によって定めることが出来ると規定する。
- (43) 1998年法第22条(2)項(j)号は、この条に基づき給付奨学金又は貸与奨学金を受給する者の収入の計算に関連する限りにおいて、措置を講ずるために関連する法令又は規則を修正するための規定を規則によって定めることが出来ると規定する。
- (44) 1998年法第22条(2)項(k)号は、この規則に基づいて生じる問題に関しての上訴(appeals)のための規定を規則によって定めることが出来ると規定する。

(45) 前掲注(34)参照。

(46) 第42条(1)項参照。

(47) 1998年法第22条(5)項は、この条に基づく規則により、この条の貸与奨学金のもとで借主から返還される金額に関連して、主務大臣が必要又は便宜的とみなしたときに定めることができる規定として、(a)号から(h)号までの規定内容を列挙する。

(48) 前掲注(41)参照。

(49) 前掲注(42)参照。

(50) 前掲注(44)参照。

(51) 前掲注(47)参照。

(52) 1998年法第23条(学生支援に関する機能の移管または代理)は、(1)項において、主務大臣が決定すれば、第22条に基づく規則の定めるところにより主務大臣が行使できるあらゆる機能は、主務大臣の決定に明示される範囲においては、(a)1996年教育法の目的のための地方教育行政当局(a local education authority)または(b)適格な学生(規則における意味の範囲内にある者をいう)が課程を履修している機関の運営組織のいずれかが、主務大臣に代わって行使することができる」と規定する。

(53) 1998年法第23条(4)項は、主務大臣は、明示された範囲においては、第22条に基づく規則の定めるところにより主務大臣の行使できるあらゆる機能(上訴に関係する機能を含む)を、明示されたあらゆる者又は機関が代わりに行使できるという協定を結ぶことが出来ると規定する。

(54) 1998年ウェールズ統治法第22条(国王の大臣の機能の移管)は、(1)項(a)号において、女王は、ウェールズに関して国王の大臣(a Minister of the Crown)が行使する機能を、ウェールズ国民議会へ移管することを、枢密院令によって定めることができると規定する。

(55) 前掲注(52)参照。

(56) 前掲注(53)参照。

(57) 前掲注(52)参照。

(58) 前掲注(53)参照。

(59) 1988年教育改革法第206条は、大学参事の管轄権の

排除について、第46条(1)項より限定的に規定していた。

- (60) 1996年教育法第578条は、「教育諸法（the Education Acts）」というとき該当する法律を、次の通り列挙する。（the Education Act 1962; the Education Act 1967; the Education Act 1973; the Education Act 1980; the Education (Fees and Awards) Act 1983; the Further Education Act 1985 (except sections 4 and 5) ; the Education Act 1986; the Education (No. 2) Act 1986; the Education Reform Act 1988; the Education (Student Loans) Act 1990; the School Teachers' Pay and Conditions Act 1991; the Further and Higher Education Act 1992; the Education Act 1994; the Education (Student Loans) Act 1996; the Nursery Education and Grant-Maintained Schools Act 1996; the School Inspections Act 1996)

（附記）

この翻訳は、平成16年度後半期から17年度にかけての下記の英米法研究会の活動成果です。本誌掲載原稿は、上原有紀子・吉田多美子に取り纏めを行いました。

また、この活動の過程で英米法研究会は、平成16年度には早稲田大学文学学術院・沖清豪（おききよたけ）助教授に、平成17年度には首都大学東京都市教養学部・大田直子（おおたなおこ）助教授に、イギリスの高等教育改革の背景と意義について講演していただく機会を得ました。両先生に貴重な情報と有益な示唆をいただいたことを、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

* 調査及び立法考査局英米法研究会

顧問：藤田初太郎（元調査及び立法考査局長）

会員：梅田久枝 [代表]、井田敦彦（平成16年度）、井樋三枝子、上原有紀子、岡久慶、落美都里、田中嘉彦、土屋恵司、中川かおり、平野美恵子（平成16年度）、森田倫子、吉田多美子